

令和7年4月10日

松江市議会議長 吉金 隆 様

松江市議会議員 南波 巖

令和6年度政務活動費収支報告について

松江市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項に基づき、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和6年度政務活動費収支報告書

松江市議会議員 南波 巖

1 収 入

政務活動費 300,000円

2 支 出

(単位:円)

| 科 目       | 金 額     | 備 考 |
|-----------|---------|-----|
| 研 究 研 修 費 | 40,181  |     |
| 調 査 旅 費   | 157,670 |     |
| 資 料 購 入 費 | 80,206  |     |
| 資 料 作 成 費 |         |     |
| 合 計       | 278,057 |     |

3 残 額 21,943 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

## 令和 6 年度 政務活動費使用簿 (議員)

|                   |                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                  |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管理番号              | 1                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                  |
| 使途項目              | 調査旅費                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                  |
| 使途内容              | 境港出雲道路整備促進松江市議会議員連盟 中央要望活動・研修会                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                  |
| 調査年月日<br>(購入年月日)  | 令和6年7月8日(月) ~ 令和6年7月10日(水)                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                  |
| 政務活動費<br>支出額及び充当額 | <div>【支出内訳】</div> <div>支出額</div> <div>・ 旅費 71,830 円</div> <div>・ 円</div> <div>・ 円</div> <div>・ 円</div> <div>・ 円</div> <div>・ 円</div> <div>・ 円</div> <div>・ 円</div> <div>・ 円</div> <div>・ 円</div> <div>・ 円</div> | <div>(うち政務活動費充当額)</div> <div>30,490 円</div> <div>円</div> <div>円</div> <div>円</div> <div>円</div> <div>円</div> <div>円</div> <div>円</div> <div>円</div> <div>円</div> |
| 合計額               | 71,830 円                                                                                                                                                                                                        | 30,490 円                                                                                                                                                         |
| 備考                | 7月9日の宿泊以降を政務活動費で充当                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                  |

議員名 【 南波 巖 】

旅 費 計 算 書

議員名 南波 巖

|                  |                                |                            |     |             |                                                      |                                   |             |       |         |        |      |
|------------------|--------------------------------|----------------------------|-----|-------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------|-------|---------|--------|------|
| 用務先              | 東京都                            |                            |     |             |                                                      |                                   |             |       |         |        |      |
| 用務内容             | 境港出雲道路整備促進松江市議会議員連盟 中央要望活動・研修会 |                            |     |             |                                                      |                                   |             |       |         |        |      |
| 出張期間<br>(出発及び帰市) |                                | 令和6年7月8日(月) ~ 令和6年7月10日(水) |     |             |                                                      |                                   | ( 2 泊 3 日 ) |       |         |        |      |
| 旅 費 請 求 明 細      |                                |                            |     |             |                                                      |                                   |             |       |         |        |      |
| 年月日              | 曜日                             | 出発地                        | 用務地 | 鉄道(航空・船・車)賃 |                                                      |                                   | 日当・日額旅費     |       | 宿泊料・食卓料 |        | 旅行雑費 |
|                  |                                | 到着地                        | 宿泊地 | 路 程         | 運 賃 等                                                | 特別料金                              | 日数          | 定 額   | 日数      | 定 額    |      |
| R6.7.8           | 月                              | 松江市                        |     | km          | 航空機<br>31,830<br>鉄道<br>520<br>鉄道<br>150<br>鉄道<br>180 |                                   | 日           | 円     | 日       | 円      |      |
|                  |                                | 東京都                        | 東京都 |             |                                                      |                                   |             |       | 1       | 7,200  |      |
| R6.7.9           | 火                              | 東京都                        | 東京都 |             | 鉄道<br>180<br>鉄道<br>180                               |                                   | 1           | 1,100 | 1       | 7,200  |      |
|                  |                                | 東京都                        | 東京都 |             |                                                      |                                   |             |       |         |        |      |
| R6.7.10          | 水                              | 東京都                        | 東京都 |             | 鉄道<br>590<br>航空機<br>21,600                           |                                   | 1           | 1,100 |         |        |      |
|                  |                                | 松江市                        |     |             |                                                      |                                   |             |       |         |        |      |
| 小 計              |                                |                            |     |             | 55,230                                               | 0                                 | 2           | 2,200 | 2       | 14,400 | 0    |
| 合 計              |                                |                            |     |             | 71,830 円                                             | 宿代 5,000円<br>朝7食代 2,200円 } 7,200円 |             |       |         |        |      |

正務活動費 ... 30,490円  
議員連盟 ... 41,340円 + 1100円  
(正務手数料)  
備考 ... 42,440円

備考 1. 特別料金は特急料金、急行料金、グリーン料金。  
2. 用務は主たる用務を具体的に、又用務地は順路により、それぞれ記載する。  
3. 変更は朱書すること。

7/8前泊

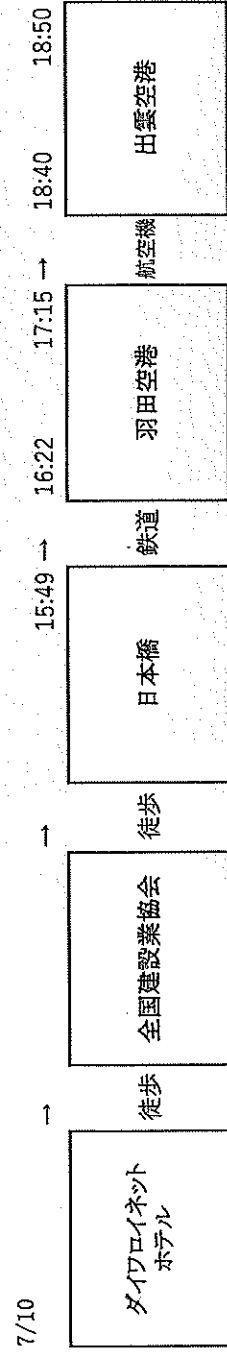
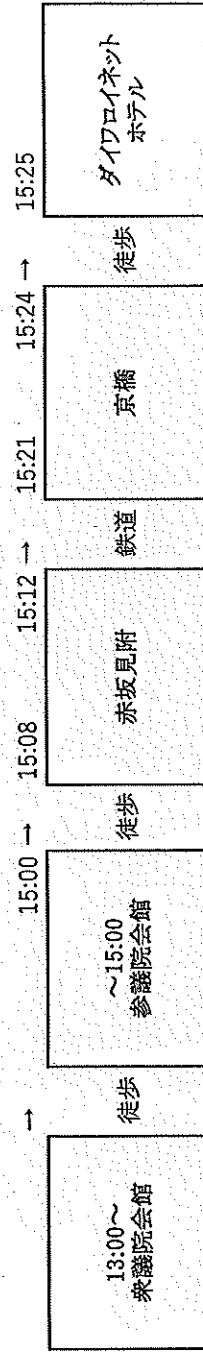
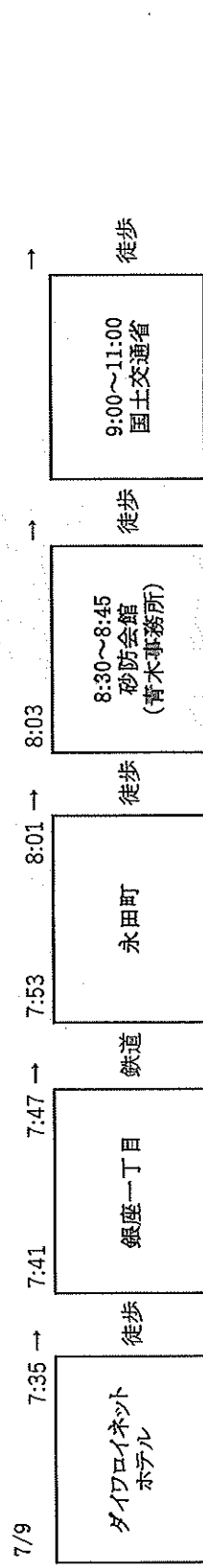
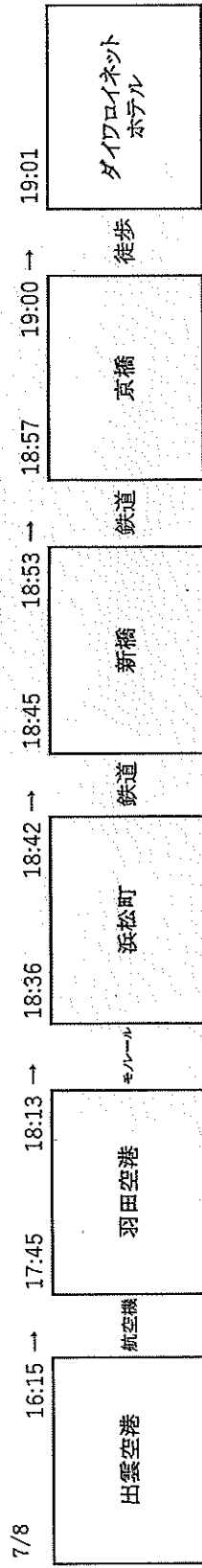
路程欄

別紙のとおり

7月8日 前泊

7月9日 境港出雲道路整備促進松江市議会議員連盟 中央要望活動

7月10日 研修会



全国建設業協会(一般社団法人)→出雲空港 2024年07月10日(水)15:00出発

15:40発→18:40着 3時間0分(乗車1時間58分) 乗換：1回 823.3km  
現金優先：43,310円

|                  |   |                                                     |         |
|------------------|---|-----------------------------------------------------|---------|
| 15:40            | 発 | 全国建設業協会(一般社団法人)                                     |         |
|                  |   | 徒歩6分 出口：D1                                          |         |
| 15:46着<br>15:49発 | ○ | 日本橋(東京都)                                            |         |
| 8駅               |   | 都営浅草線工アポ-ト快特 羽田空港第1・第2ターミナル行<br>[発] 1番線 → [着] 1・2番線 | 590円    |
| 16:22着<br>16:24発 | ○ | 羽田空港第1・第2ターミナル(京急)                                  |         |
|                  |   | 徒歩                                                  |         |
| 16:29着<br>17:15発 | ● | 羽田空港(東京)                                            |         |
|                  |   | JAL285便                                             | 42,720円 |
| 18:40            | 着 | 出雲空港                                                |         |

領収書貼付用紙

| 使 途             | 調査対象 (境港出雲道路整備促進 松江市議会議員連盟 要望・研修会) |
|-----------------|------------------------------------|
| 【貼付欄】<br>別紙のとおり |                                    |

(注意)

1. この用紙1枚につき、領収書1枚を貼ること。(ただしレシートを貼る場合は、本書の横にコピーも貼ること。)
2. 領収書サイズがこの用紙よりも大きい場合は、【貼付欄】に「別紙のとおり」と記入し、貼らずにそのまま添付してよい。

議員名

【 南波 巖 】

# 領収証

Receipt

Received From  
ナンバ イワオ 様

領収証No. 240617-0205-0001  
ReceiptNo.

印紙税申告納  
付につき均町  
税務署承認済

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 領収金額<br>The sum of | ¥53,430 - (JPY) |
|--------------------|-----------------|

領収日  
Receipt date 2024.07.01

上記の金額正に領収いたしました。  
The abovementioned sum of money is duly received.

但し  
In payment of 7/8 出雲空港→羽田空港JAL284 7/10 羽田空港→出雲空港JAL285

## 入金内訳 (Form of payment)

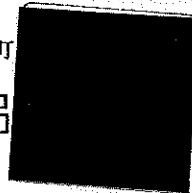
| 入金内訳 (Form of payment) | 金額 (Payment) |
|------------------------|--------------|
| ■ 現金 (Cash)            | ¥53,430      |
| 小切手 (Check)            |              |
| 銀行振込 (Bank remittance) |              |
| クレジットカード (Credit card) |              |
| 旅行券 (Travel ticket)    |              |
| ギフト券 (Gift ticket)     |              |
| その他 (Other)            |              |
| 合計金額 (Total)           | ¥53,430      |

※本領収証は、請求金額に対する総額の領収証が発行された時点で無効となります。

東京都千代田区大手町

 **株式会社農協**  
NOKYO TOURIST CORPORATION

発行店舗：山陰支店  
(Office)



内容をご確認のうえ次へお進みください

|                                   |                                                                 |                             |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| ✈ 旅程1                             | 取り消し                                                            | 変更する                        |
| 2024年7月8日 (月)                     | 運賃: <a href="#">セイバー</a>                                        |                             |
| ○ 16:15 出雲<br>↓<br>○ 17:45 東京(羽田) | クラス: 普通席<br>便名: JAL 284<br>機材: 73H<br>✎ 無料Wi-Fi ① 動画視聴 (お客さま端末) | 大人1名あたり<br>31,830 円         |
| クラスJ<br>マイル積算率アップ/広いシート/専用サービス有り  | 大人1名あたり + 3,410円                                                | <a href="#">アップグレード&gt;</a> |

|                                   |                                                                              |                             |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| ✈ 旅程2                             | 取り消し                                                                         | 変更する                        |
| 2024年7月10日 (水)                    | 運賃: <a href="#">セイバー</a>                                                     |                             |
| ○ 17:15 東京(羽田)<br>↓<br>○ 18:40 出雲 | クラス: 普通席<br>便名: JAL 285<br>機材: 767<br>✎ 無料Wi-Fi ✎ USBまたはAC電源 ① 動画視聴 (お客さま端末) | 大人1名あたり<br>21,600 円         |
| クラスJ<br>マイル積算率アップ/広いシート/専用サービス有り  | 大人1名あたり + 2,200円                                                             | <a href="#">アップグレード&gt;</a> |

[セイバー](#)

予約変更: 不可

取消手数料: [詳細を見る](#)

合計金額 53,430円

金額内訳を表示する

JALマイレージバンク (JMB) 会員の方

[ログインして次へ](#)

会員以外の方

会員以外の方でもご予約いただけます。

[ゲストとして次へ](#)[JALマイレージバンク \(JMB\) へ新規入会](#)



eチケットお客さま控  
ELECTRONIC TICKET ITINERARY/RECEIPT

お名前 ナンバイワオ 様

NAME

※eチケットは「ご本人さまのみ有効」であり、名義人変更・譲渡・転売はできません。

This e-ticket is valid only for the passenger above and is not transferable.

保安検査場、ご搭乗口で  
こちらのバーコードを  
かざしてください。  
Scan the above QR code at  
the security check and gate.

旅程表/ITINERARY

予約番号

RESERVATION NUMBER

|         |                 |                                                       |                                          |
|---------|-----------------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 区間<br>1 | 07月08日<br>08JUL | 出雲<br>IZUMO<br>16:15発 DEP                             | 東京/羽田<br>TOKYO INTL HANEDA<br>17:45着 ARR |
|         | JAL284          | 座席<br>SEAT 25H (通路側) 普通席<br>運賃種別 (F/B) セイバー(MOBTCIAB) |                                          |
| 区間<br>2 | 07月10日<br>10JUL | 東京/羽田<br>TOKYO INTL HANEDA<br>17:15発 DEP              | 出雲<br>IZUMO<br>18:40着 ARR                |
|         | JAL285          | 座席<br>SEAT 18H (通路側) 普通席<br>運賃種別 (F/B) セイバー(VOBTHIAB) |                                          |

ご搭乗までの流れ

JALタッチ&ゴーサービスをご利用のお客さま

事前には臨席指定をお忘れください。

搭乗手続きは不要です。

空港についたら、保安検査場へ直行！

※お預けになるお荷物がある場合は、保安検査場の前に手荷物カウンター、JALエクスプレス・タグサービス専用カウンターへお越しください。

※ご利用条件(コードシェア便やご利用の運賃など)により、JALタッチ&ゴーサービスがご利用いただけない場合がございます。この場合、空港カウンターでの搭乗手続きが必要となります。ご利用条件については、JAL Webサイトでご確認ください。

JALタッチ&ゴー

保安検査場へ

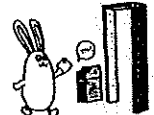
出発時刻20分前までに通過

■JALタッチ&ゴーサービスをご利用の場合

本控右上のバーコードをタッチ！

■搭乗券をお受け取りのお客さまは

搭乗券のバーコードをタッチ！

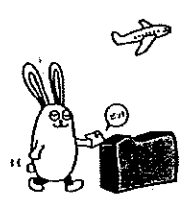


※上記時刻を過ぎますと、お乗りいただけない場合がございます。

搭乗口へ

出発時刻10分前まで

もう一度タッチ！



出発時刻は 飛行機が動き出す 時刻です

①ご注意

- この控は、お客さまの航空券のご利用に関する重要な内容が記載されていますので、全旅程が終了するまで大切に保管してください。
- 弊社は、この控の紛失・不正使用などにより発生した損害の責を負いかねます。あらかじめご了承ください。
- お客さまの運送契約は、国内運送約款に則ります。●運賃の適用条件、変更・払戻は、別に定める規則に則ります。

航空券情報

TICKET  
INFORMATION

支払額

PAID AMOUNT

¥53,430

航空券番号

TICKET NUMBER

1312496728273

発券日/発券事業所

TICKETING DATE/PLACE

2024年06月17日/株式会社農協観光 山陰支店

支払手段

FORM OF PAYMENT

CASH

領 収 書

No 001038

南波 巖

様

金 額

¥ 10000

再発行

※金額を訂正したものは無効です

但し ☒ 宿泊代 ☐ 駐車場代 ☐ 朝食代 ☐ 延長代 ☐ クリーニング代

☐ その他 2024年7月8日より2泊分(朝食、夕食なし) として

上記の金額正に領収致しました

2024年 12月 1日 ☒ 現 金(¥10000-)

☐ クレジット(¥ )

収入印紙

軽減8%対象 ¥

内訳 10%対象 ¥10000-

宿泊税 ¥

大和ハウスリアルティマックス  
(登録番号: T9010501)

ダイワロイネットホテル東京京橋

〒104-0031 東京都中央区京橋

Tel 03-5579-5850 Fax 03-

発行者

(様式3-1)

## 研究研修、調査 報告書

議員名

南 波 敏

1. 期 間

令和 6 年 7 月 8 日 (月) ~ 令和 6 年 7 月 10 日 (水)

2. 会 場 等

東京都中央区八丁堀二丁目五番一号 一般社団法人 全国建設業協会

3. 調査項目等

受注者から見た建設生産システムの課題

4. 講師 (対応者)

技術顧問 近藤進・事業第二課長 森島清一

5. 調査内容・所感等

一般社団法人  
1. 全国建設業協会について (通称全建)

①所在地：東京都中央区八丁堀2丁目5番1号 (東京建設会館5階)

②設 立：昭和23年3月16日 任意団体として設立  
昭和30年4月1日 社団法人として認可  
平成24年4月1日 一般社団法人へ移行

③会 員：正会員 47都道府県建設業協会  
会員企業 78,797社、R5.6現在、

④役 員：理事 21名 監事 4名

(様式3-2)

## ⑤ 主な事業

① 建設業の経営の改善及び技術の向上並びに環境・安全対策の推進に関する調査研究。

② 建設業の人材の確保・育成及び労働災害の防止に関する調査研究。

③ 建設業に関する法制並びに施策に関する調査研究。

④ 建設業に関する情報・資料の収集及び提供。

⑤ 建設業の社会的使命の果たしに際する啓蒙支援。

⑥ 講演会、研修会等の開催及び機関誌、図書等の発行。

⑦ 行政機関及び関係諸団体に対する提言、要望及び意見具申。

⑧ その他本会の目的を達成するために必要な事業。

# 1. 全国建設業協会について

## 建設業界を代表する大手から中堅・中小の建設企業で構成

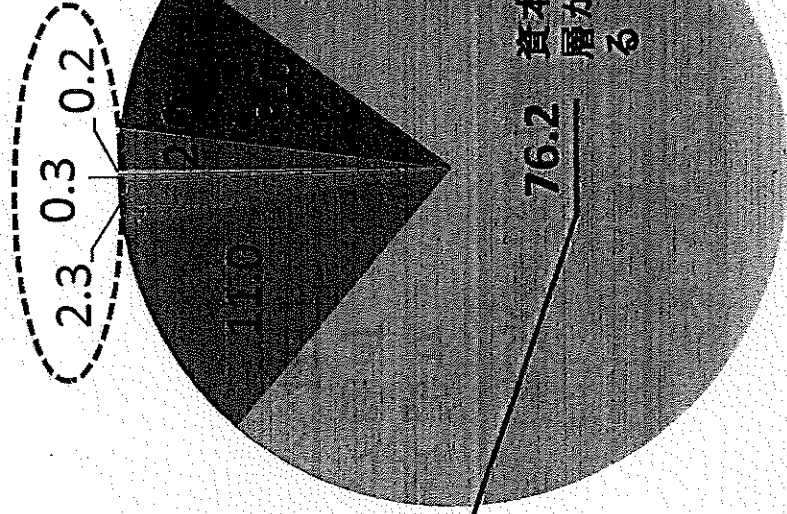
- 本会傘下の47都道府県建設業協会の会員企業は、主として土木一式・建築一式工事業を営む建設企業で構成。
- 大手企業から中堅・中小企業にわたる建設業界の代表的な建設企業を網羅しているが、その多くが資本金1億円未満の地域中企業であり、全建は地域の中小建設企業の立場で活動している。

### 資本金階層別 会員企業数の構成比

(令和5年6月現在)

- 個人
- 1000万円未満
- 1000万円～5000万円未満
- 5000万円～1億円未満
- 1億円～10億円未満
- 10億円～50億円未満
- 50億円以上

資本金1億円以上の階層の構成割合は約3%



(様式 3-2)

## 2. 地域建設業の役割について

① 良質な住宅・社会資本の形成を担う

「国土形成産業」、地域のインフラを維持管理する

「地域の守り手」としての役割

② 地域の雇用を支える「雇用創出産業」としての役割

2. 地域建設業の役割 ③

地域における建設業の経済貢献（県内総生産に占める建設業の割合）

○ 都市部より地方部の方が県内総生産に占める割合が高い傾向

資料：内閣府「令和2年度県民経済計算年報」

金額単位：百万円

| 都道府県 | 県内総生産<br>(A) | うち建設業<br>(B) | B/A   |
|------|--------------|--------------|-------|
| 福井県  | 3,571,069    | 427,237      | 12.0% |
| 福島県  | 7,828,577    | 809,201      | 10.3% |
| 岩手県  | 4,747,426    | 485,546      | 10.2% |
| 沖縄県  | 4,260,875    | 419,325      | 9.8%  |
| 鹿児島県 | 5,610,271    | 530,943      | 9.5%  |
| 高知県  | 2,354,276    | 211,233      | 9.0%  |
| 島根県  | 2,575,687    | 225,843      | 8.8%  |
| 秋田県  | 3,530,452    | 300,359      | 8.5%  |
| 熊本県  | 6,105,086    | 512,633      | 8.4%  |
| 宮城県  | 9,485,225    | 784,952      | 8.3%  |
| 和歌山県 | 3,625,091    | 295,198      | 8.1%  |
| 北海道  | 19,725,624   | 1,580,356    | 8.0%  |
| 鳥取県  | 1,819,938    | 130,962      | 7.2%  |
| 青森県  | 4,456,607    | 319,207      | 7.2%  |
| 岐阜県  | 7,662,998    | 534,513      | 7.0%  |
| 長野県  | 8,214,074    | 567,914      | 6.9%  |
| 新潟県  | 8,857,506    | 590,160      | 6.7%  |
| 山梨県  | 3,552,685    | 231,584      | 6.5%  |
| 徳島県  | 3,185,168    | 206,151      | 6.5%  |
| 佐賀県  | 3,045,909    | 187,768      | 6.2%  |
| 香川県  | 3,734,443    | 226,406      | 6.1%  |
| 広島県  | 11,555,366   | 696,358      | 6.0%  |
| 宮崎県  | 3,602,456    | 212,576      | 5.9%  |
| 富山県  | 4,729,874    | 272,659      | 5.8%  |

| 都道府県 | 県内総生産<br>(A) | うち建設業<br>(B) | B/A  |
|------|--------------|--------------|------|
| 神奈川県 | 33,905,464   | 1,796,234    | 5.3% |
| 大阪府  | 39,720,316   | 2,085,476    | 5.3% |
| 千葉県  | 20,775,634   | 1,086,141    | 5.2% |
| 滋賀県  | 6,739,736    | 347,689      | 5.2% |
| 京都府  | 10,167,991   | 518,597      | 5.1% |
| 茨城県  | 13,771,281   | 694,280      | 5.0% |
| 埼玉県  | 22,922,645   | 1,126,391    | 4.9% |
| 岡山県  | 7,606,440    | 369,836      | 4.9% |
| 群馬県  | 8,653,495    | 420,204      | 4.9% |
| 兵庫県  | 21,735,871   | 1,027,238    | 4.7% |
| 愛知県  | 39,659,291   | 1,723,277    | 4.3% |
| 山形県  |              |              |      |
| 栃木県  |              |              |      |
| 東京都  |              |              |      |
| 石川県  |              |              |      |
| 静岡県  |              |              |      |
| 三重県  |              |              |      |
| 奈良県  |              |              |      |
| 山口県  |              |              |      |
| 愛媛県  |              |              |      |
| 福岡県  |              |              |      |
| 長崎県  |              |              |      |
| 大分県  |              |              |      |

非公表

## 2. 地域建設業の役割 ④

地域における建設業の雇用への貢献（全産業従業員数に占める建設従事者数の割合）

- 都道府県内の全産業に占める建設業従業員数の割合の全国平均値は6.3%
- 都市部より地方部の方が雇用全体に占める割合が高い

資料：総務省「令和3年経済センサス」

全産業従業員数に占める建設業従事者数の割合

単位：人

| 都道府県 | 全産業従業者数<br>(A) | 建設業の従業者数<br>(B) | (B) / (A) |
|------|----------------|-----------------|-----------|
| 青森県  | 529,596        | 51,377          | 9.7%      |
| 福島県  | 837,273        | 79,748          | 9.5%      |
| 新潟県  | 1,047,439      | 95,199          | 9.1%      |
| 宮城県  | 1,071,928      | 97,241          | 9.1%      |
| 秋田県  | 423,346        | 38,150          | 9.0%      |
| 岩手県  | 548,272        | 47,994          | 8.8%      |
| 島根県  | 316,988        | 26,341          | 8.3%      |
| 北海道  | 2,276,927      | 187,101         | 8.2%      |
| 山形県  | 490,307        | 40,135          | 8.2%      |
| 福井県  | 395,002        | 32,059          | 8.1%      |
| 大分県  | 499,374        | 39,849          | 8.0%      |
| 高知県  | 297,869        | 22,147          | 7.4%      |
| 長崎県  | 551,359        | 40,961          | 7.4%      |
| 山口県  | 600,910        | 44,601          | 7.4%      |
| 宮崎県  | 462,423        | 34,134          | 7.4%      |
| 鹿児島県 | 692,226        | 50,989          | 7.4%      |
| 富山県  | 529,783        | 38,901          | 7.3%      |
| 沖縄県  | 616,989        | 44,451          | 7.2%      |
| 熊本県  | 745,347        | 53,232          | 7.1%      |
| 愛媛県  | 598,064        | 42,559          | 7.1%      |
| 鳥取県  | 246,848        | 17,535          | 7.1%      |
| 佐賀県  | 375,074        | 26,449          | 7.1%      |
| 岡山県  | 874,840        | 60,571          | 6.9%      |
| 香川県  | 459,899        | 31,764          | 6.9%      |

| 都道府県 | 全産業従業者数<br>(A) | 建設業の従業者数<br>(B) | (B) / (A) |
|------|----------------|-----------------|-----------|
| 石川県  | 568,886        | 38,997          | 6.9%      |
| 福岡県  | 2,371,648      | 160,842         | 6.8%      |
| 茨城県  | 1,279,831      | 85,058          | 6.6%      |
| 千葉県  | 2,224,006      | 147,369         | 6.6%      |
| 長野県  | 975,128        | 64,459          | 6.6%      |
| 徳島県  | 324,579        | 21,348          | 6.6%      |
| 岐阜県  | 923,084        | 60,618          | 6.6%      |
| 広島県  | 1,350,706      | 88,334          | 6.5%      |
| 山梨県  | 384,167        | 24,539          | 6.4%      |
| 和歌山県 | 401,923        | 25,394          | 6.3%      |
| 埼玉県  | 2,678,992      | 166,352         | 6.2%      |
| 栃木県  | 895,681        | 55,137          | 6.2%      |
| 群馬県  | 930,992        | 56,273          | 6.0%      |
| 神奈川県 | 3,617,880      | 208,190         | 5.8%      |
| 静岡県  | 1,792,811      | 102,689         | 5.7%      |
| 愛知県  | 3,983,025      | 222,897         | 5.6%      |
| 三重県  | 839,549        | 46,569          | 5.5%      |
| 大阪府  | 4,619,058      | 242,738         | 5.3%      |
| 東京都  | 9,652,713      | 487,843         | 5.1%      |
| 兵庫県  | 2,301,485      | 112,021         | 4.9%      |
| 滋賀県  | 650,637        | 30,621          | 4.7%      |
| 奈良県  | 467,816        | 21,513          | 4.6%      |
| 京都府  | 1,188,313      | 52,009          | 4.4%      |
| 全国   | 59,910,993     | 3,765,298       | 6.3%      |

## 2. 地域建設業の役割 ⑤

### 「地域危機管理産業」としての役割

建設業は、日ごろから地域の安全・安心を守るという使命感、責任感を持って活動しており、ひとたび、災害が発生すれば、いち早く現場に駆けつけ、最前線で緊急対応、復旧・復興活動に従事している。

○東日本大震災、熊本地震などの大規模地震における復旧・復興活動

○地球温暖化の影響と見られる記録的な豪雨、台風による水害に対する

#### 復旧・復興活動

○豪雪地帯などでの除雪活動、鳥インフルエンザ、豚熱等での防疫活動 など



令和5年1月 除雪活動  
(富山県建設業協会)



令和4年度 豪雨  
(長崎県建設業協会)



令和4年度 鳥インフルエンザ  
(岡山県建設業協会)

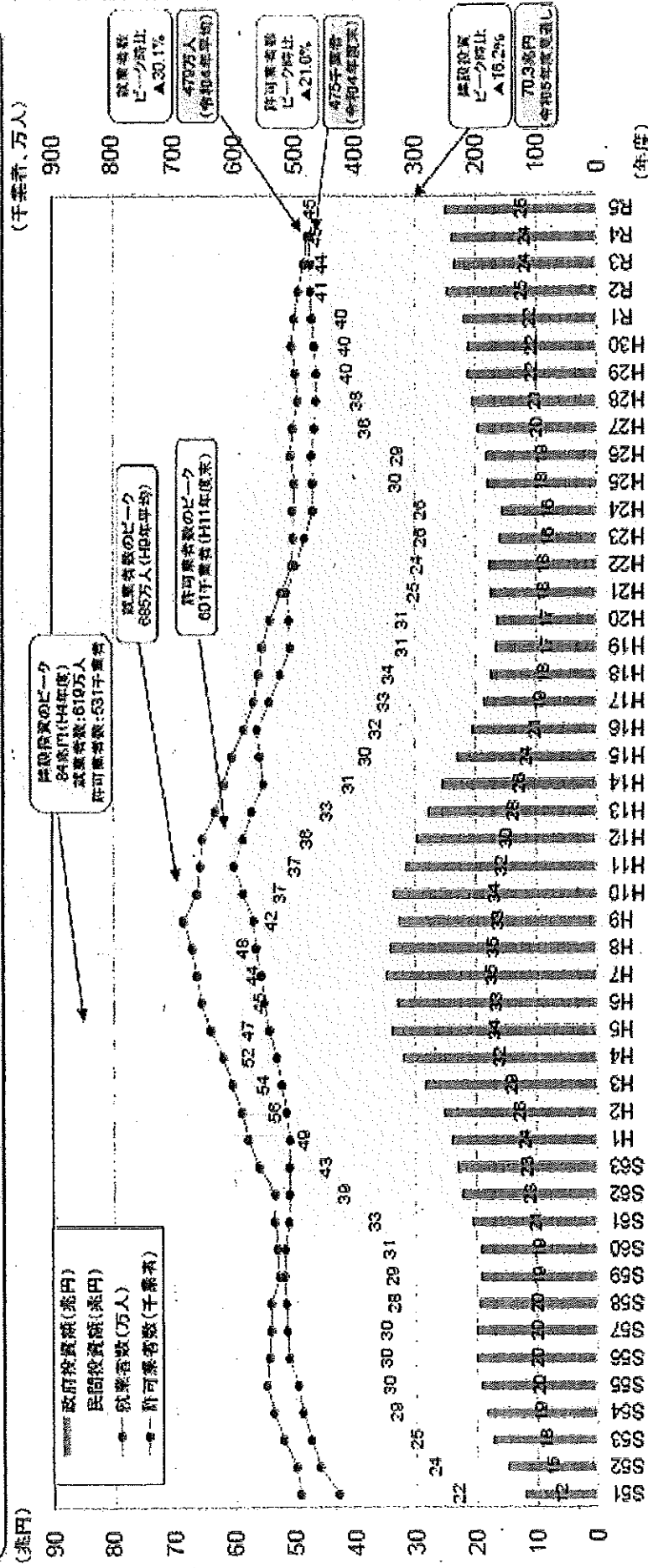
# 3. 地域建設業を取り巻く状況

～建設投資・企業数・就業者数

## ① 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

国土交通省

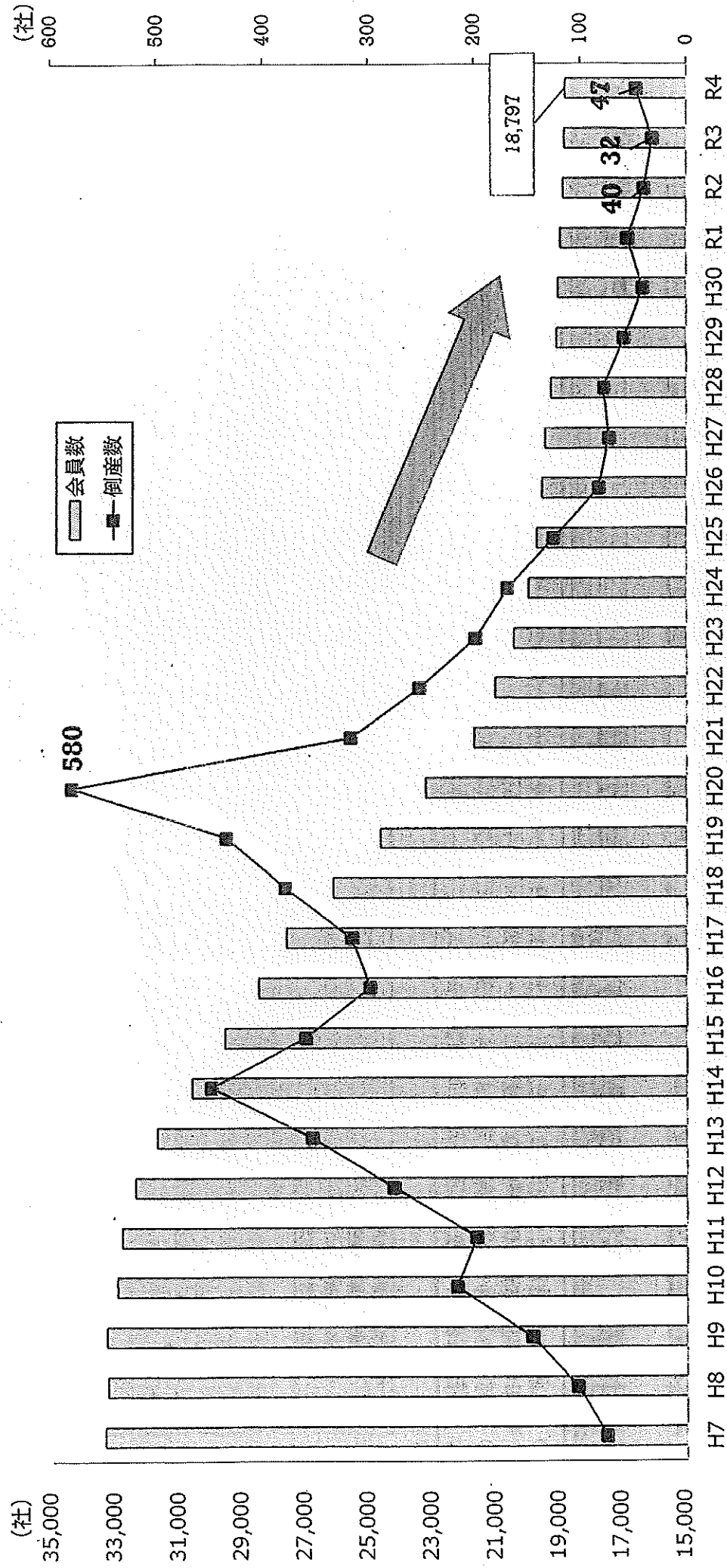
- 建設投資額はピーク時の平成4年度:約84兆円から平成22年度:約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和5年度は約70兆円となる見通し(ピーク時から約16%減)。
- 建設業者数(令和4年度末)は約47万業者で、ピーク時(平成11年度末)から約21%減。
- 建設業就業者数(令和4年平均)は479万人で、ピーク時(平成9年平均)から約30%減。



出典: 国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」・財務省「労働力調査」  
 注1 投資額については令和2年度(2020年度)まで実績、令和4年度(2022年度)は見込み、令和5年度(2023年度)は見通し  
 注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値  
 注3 就業者数は年平均。平成23年(2021年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完補正した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で速及推計した値

## ② 会員企業数と倒産の状況

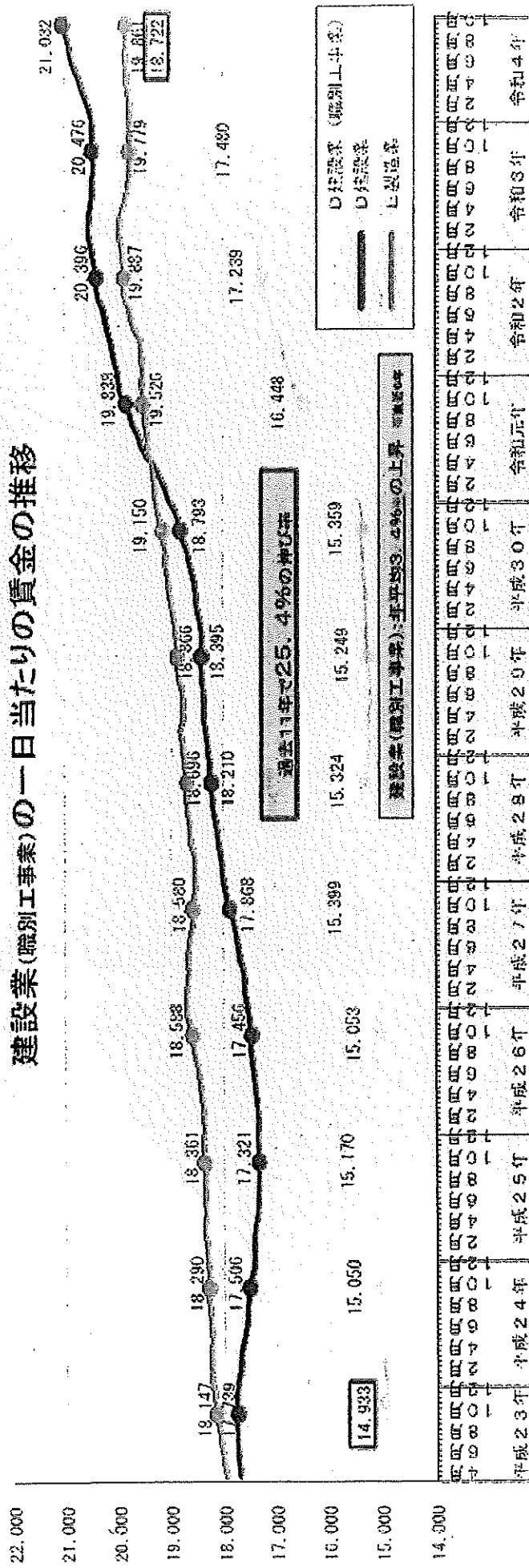
- 令和3年の会員企業数は、平成7年のピーク時から4割以上減少している。
- 会員企業の倒産は、平成20年をピークに減少傾向が続き、近年も低水準で推移している。



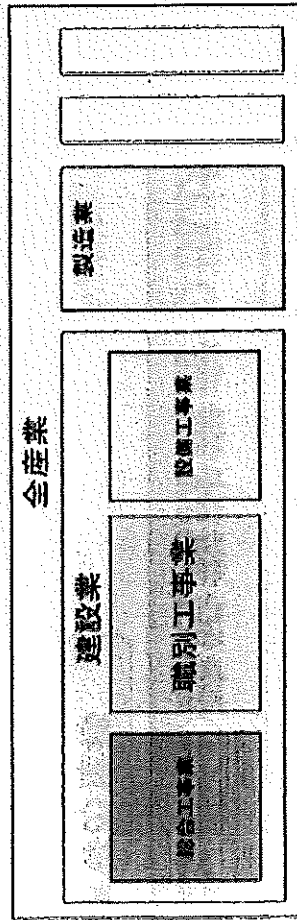


# ④ 建設業の賃金水準

## 現状課題② 建設業の賃金水準の状況



### (産業分類のイメージ)



### 建設業

### 職別工事業

主として注文又は自己建設によって建設工事を施工する事業所が分類される  
 (ただし、主として自己建設で維持増修工事を施工する事業所は含まれない)  
 (工事の名称：新築、増築、改修、設計、設計監理等)

主として下請として工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための建設工事を施工する事業所が分類される  
 (工事の名称：建築一式工事、土木一式工事、電気工事、機械工事、塗装工事、金型工事、その他)

※「8時間あたりの賃金(ボーナス含む、税引前)」の値は12か月平均  
 (「8時間あたりの賃金(ボーナス含む、税引前)」の「月間賃金」×8÷月数で算出)  
 (出典) 厚生労働省「毎月勤労統計調査(建設業・建設業・建設業)」

出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」より国土交通省作成

# ⑤ 建設業の労働日数と労働時間

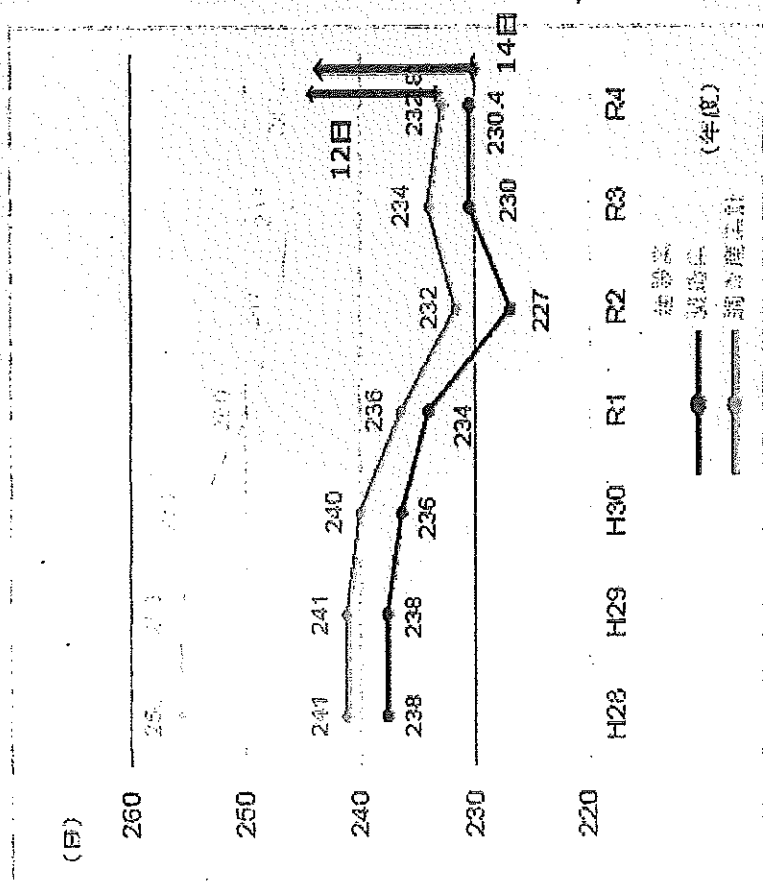
建設業の労働日数、労働時間ともに、減少傾向にあるものの、他の産業に比べて長い。

## 現状課題③ 建設業の労働日数・労働時間の推移



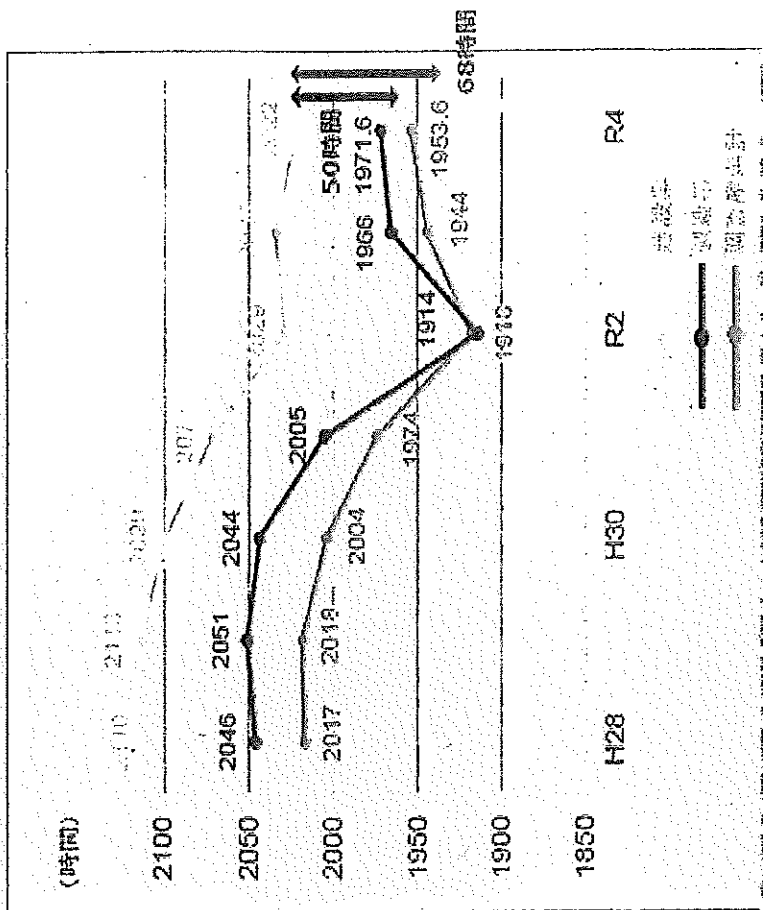
産業別にみた年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
パートタイムを除く一般労働者



産業別にみた年間実労働時間

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
パートタイムを除く一般労働者

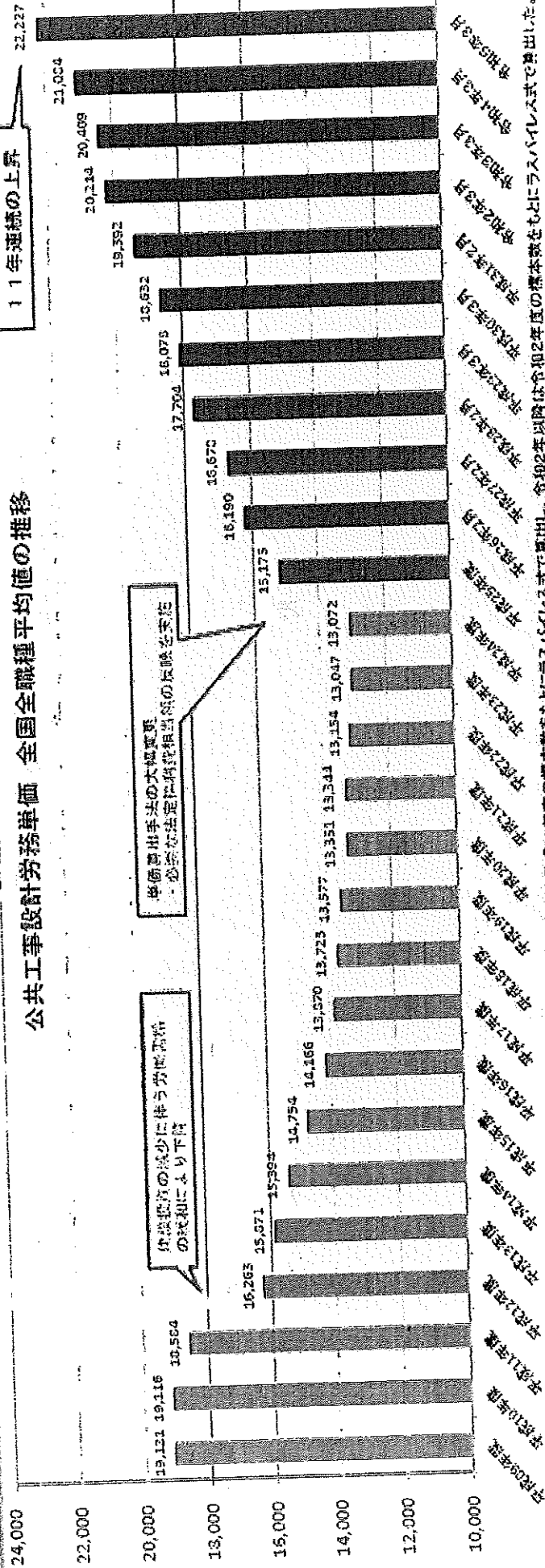


# ⑥ 公共工事設計労務単価の推移

## 令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○ 全国全職種 の伸び率は9年ぶりに5%以上となり、単価の平均値は11年連続の上昇

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



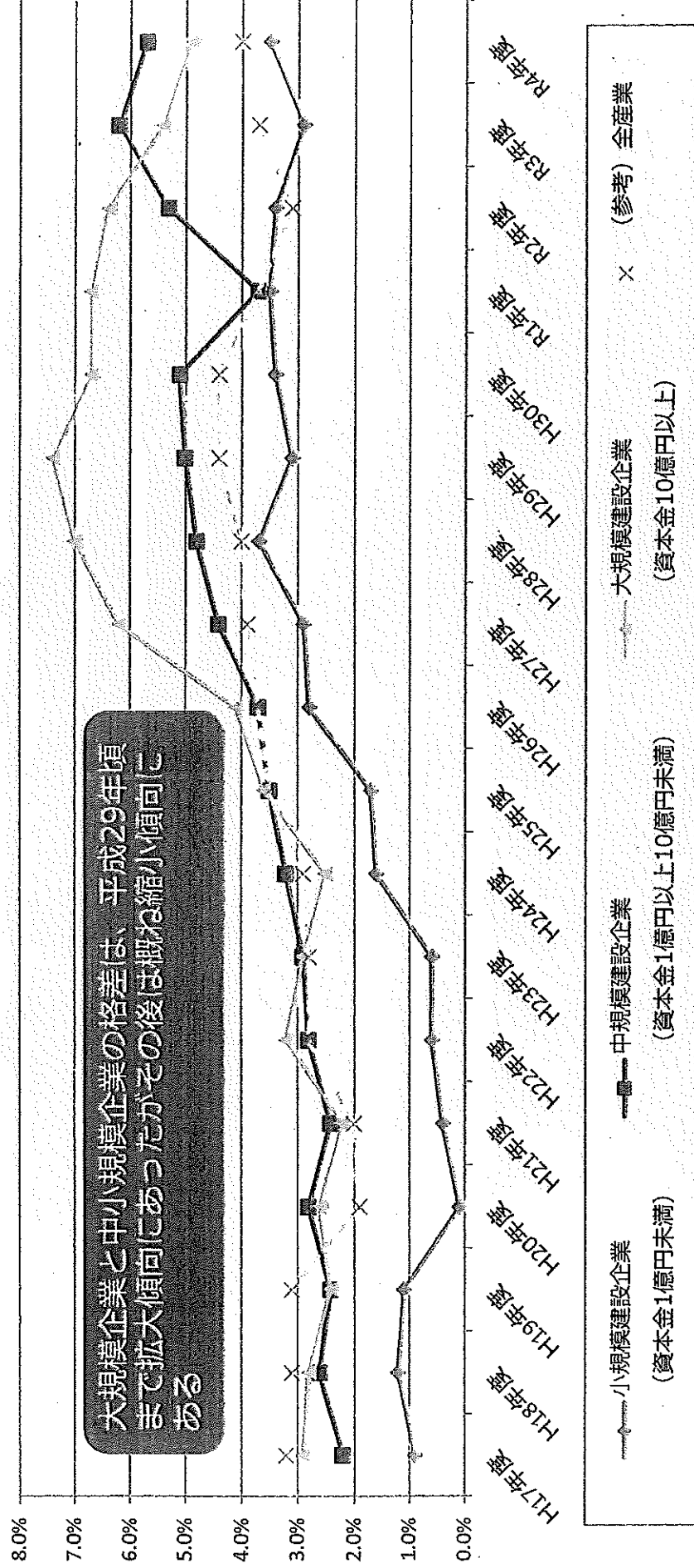
参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

|        | H25    | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   | R02   | R03   | R04   | R05   | H24比   |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 全職種    | +15.1% | +7.1% | +4.2% | +4.9% | +3.4% | +2.8% | +3.3% | +2.5% | +1.2% | +2.5% | +5.2% | +65.5% |
| 主要12職種 | +15.3% | +6.9% | +3.1% | +6.7% | +2.6% | +2.8% | +3.7% | +2.3% | +1.0% | +3.0% | +5.0% | +65.5% |

# ⑦ 建設企業の資本金別営業利益率

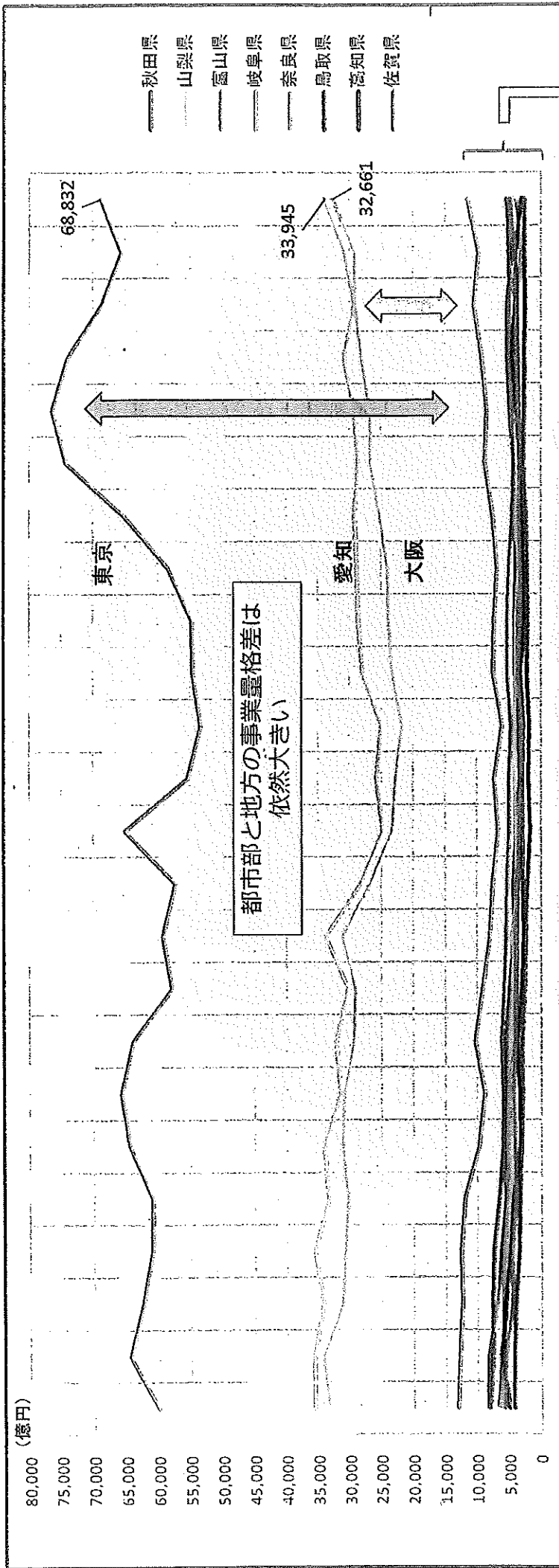
出典：財務省「法人企業統計」

|                             | H17  | H18  | H19  | H20  | H21  | H22  | H23  | H24  | H25  | H26  | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   | R2   | R3   | R4   |
|-----------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 小規模建設企業<br>(資本金1億円未満)       | 0.9% | 1.2% | 1.1% | 0.1% | 0.4% | 0.6% | 0.6% | 1.6% | 1.7% | 2.8% | 2.9% | 3.7% | 3.1% | 3.4% | 3.5% | 3.4% | 2.9% | 3.5% |
| 中規模建設企業<br>(資本金1億円以上10億円未満) | 2.2% | 2.6% | 2.4% | 2.8% | 2.4% | 2.8% | 2.9% | 3.2% | 3.5% | 3.7% | 4.4% | 4.8% | 5.0% | 5.1% | 3.7% | 5.3% | 6.2% | 5.7% |
| 大規模建設企業<br>(資本金10億円以上)      | 2.9% | 2.8% | 2.4% | 2.6% | 2.2% | 3.2% | 2.9% | 2.5% | 3.6% | 4.1% | 6.2% | 7.0% | 7.4% | 6.7% | 6.7% | 6.4% | 5.4% | 4.9% |
| (参考) 全産業                    | 3.2% | 3.1% | 3.1% | 1.9% | 2.0% | 2.8% | 2.8% | 2.9% | 3.5% | 3.7% | 3.9% | 4.0% | 4.4% | 4.4% | 3.7% | 3.1% | 3.7% | 4.0% |

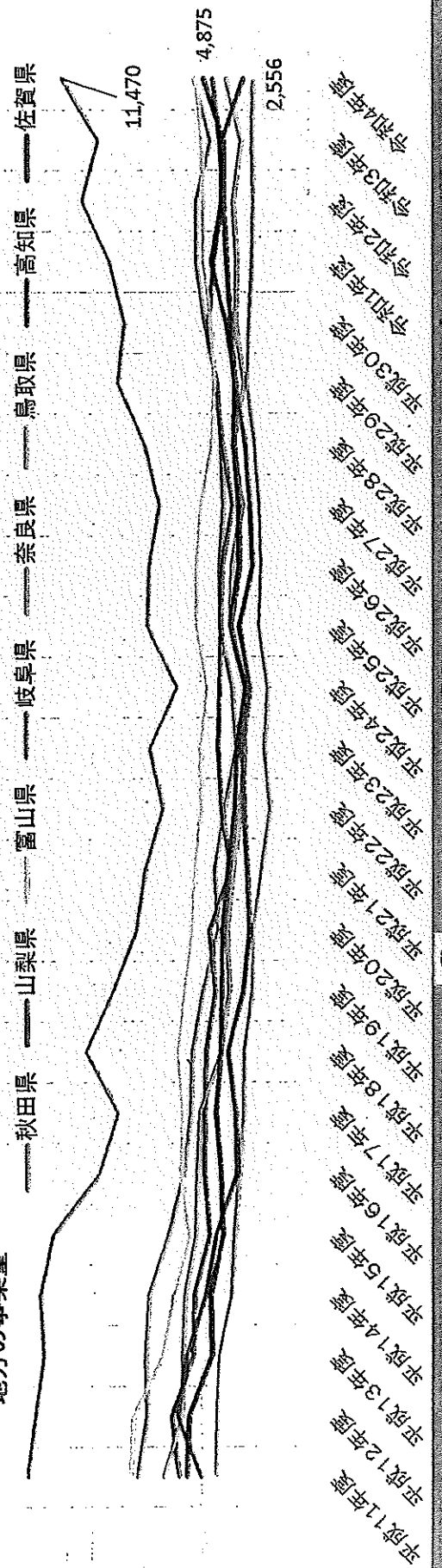


# ⑧ 事業量の地域間格差

出典：国土交通省「建設総合統計」



## 地方の事業量



(様式3-2)

## 4. 協会会員企業アンケート意見要望

### ① 調査の目的

各都道府県協会や各都道府県協会所属の  
会員企業の状況を把握し、課題等を抽出し、  
入札契約制度改善に係る要望等に応じた  
基礎資料とすることを目的に調査を実施する。

### ② 調査の内容

- ① 各営業所における指針の運用状況。
- ② 会員企業の現況。
- ③ 地域建設業の持続性確保。
- ④ 生産性向上の取組。
- ⑤ 災害時における対応。

### ③ 実施概要

- ① 調査期間：令和5年6月～令和5年7月。
- ② 調査対象：47都道府県建設業協会及び会員企業。
- ③ 回答数：47都道府県建設業協会。
- ④ 集計方法：都道府県建設業協会及び会員企業の回答を  
それぞれ単純集計。  
複数回答の割合については、回答者数に  
対する割合を表示しているため、構成比の  
合計が100%を超える場合あり。

# 企業の属性④

| ブロック   | 都道府県                        | 回答数   | 構成比   |
|--------|-----------------------------|-------|-------|
| 北海道・東北 | 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島       | 489   | 19.4% |
| 関東     | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野 | 449   | 17.8% |
| 北陸     | 新潟、富山、石川                    | 230   | 9.1%  |
| 中部     | 岐阜、静岡、愛知、三重                 | 230   | 9.1%  |
| 近畿     | 福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山       | 298   | 11.8% |
| 中国     | 鳥取、島根、岡山、広島、山口              | 297   | 11.8% |
| 四国     | 徳島、香川、愛媛、高知                 | 170   | 6.7%  |
| 九州・沖縄  | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄    | 361   | 14.3% |
| 計      |                             | 2,524 | 100%  |

※ブロックは地方整備局単位で区分(新潟県は北陸ブロックに区分)しています。

## 【資本金別】

| 資本金                | 回答数   | 構成比   |
|--------------------|-------|-------|
| 10億円以上             | 44    | 1.7%  |
| 1億円以上10億円未満        | 121   | 4.8%  |
| 5,000万円以上1億円未満     | 433   | 17.2% |
| 3,000万円以上5,000万円未満 | 723   | 28.6% |
| 1,000万円以上3,000万円未満 | 1,103 | 43.7% |
| 1,000万円未満          | 96    | 3.8%  |
| 個人                 | 4     | 0.2%  |
| 計                  | 2,524 | 100%  |

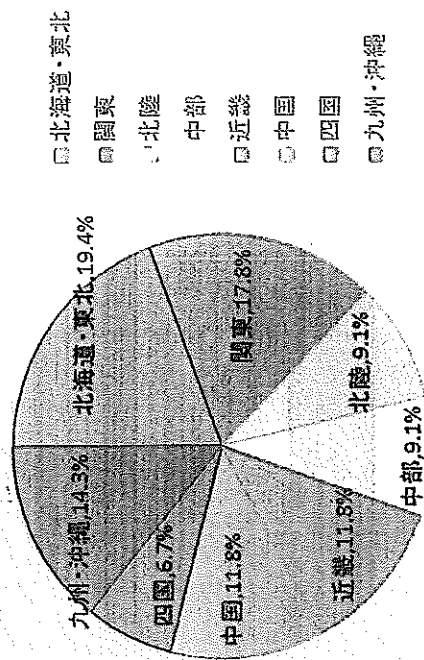
## 【売上高別】

| 売上高           | 回答数   | 構成比   |
|---------------|-------|-------|
| 100億円以上       | 98    | 3.9%  |
| 50億円以上100億円未満 | 99    | 3.9%  |
| 10億円以上50億円未満  | 692   | 27.4% |
| 5億円以上10億円未満   | 489   | 19.4% |
| 2億円以上5億円未満    | 604   | 23.9% |
| 2億円未満         | 542   | 21.5% |
| 計             | 2,524 | 100%  |

## 【従業員数別】

| 従業員数(常勤役員含む) | 回答数   | 構成比   |
|--------------|-------|-------|
| 200人以上       | 86    | 3.4%  |
| 100人以上200人未満 | 116   | 4.6%  |
| 50人以上100人未満  | 286   | 11.3% |
| 30人以上50人未満   | 478   | 18.9% |
| 10人以上30人未満   | 1,040 | 41.2% |
| 10人未満        | 518   | 20.5% |
| 計            | 2,524 | 100%  |

## 【ブロック別】



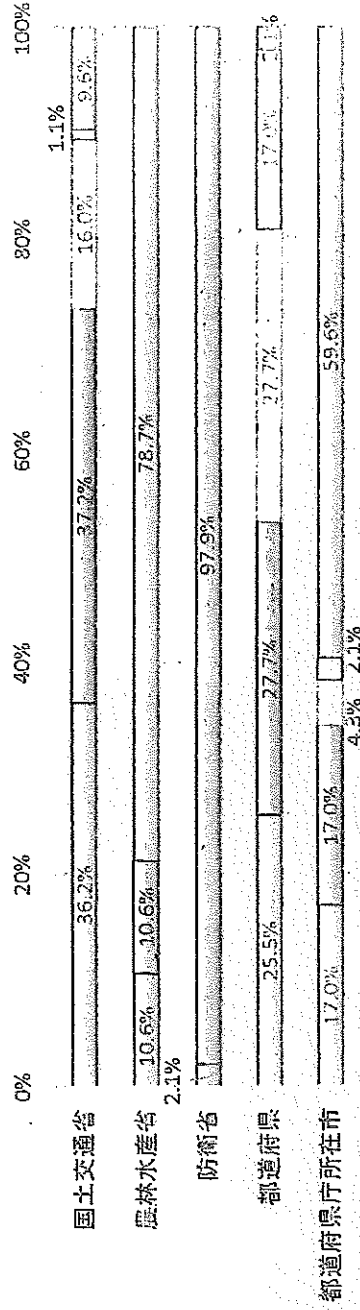
# ⑤ 調査結果 I 都道府県建設業協会からの回答

## Ⓐ 公共工事の円滑な施工のための取組

Q1 各発注者と貴協会との意見交換会は、年にどの程度の頻度で開催されていますか。発注者毎にお答えください。

○発注者との意見交換会の開催頻度は、国土交通省で「年1回」(36.2%)・「年2～3回」(37.2%)・「年4～5回」(16.0%)・「年6回以上」(1.1%)で合わせて9割強、都道府県で「年1回」(25.5%)・「年2～3回」(27.7%)・「年4～5回」(27.7%)・「年6回以上」(17.1%)で合わせて9割台後半が毎年開催している。

発注者との意見交換の開催状況

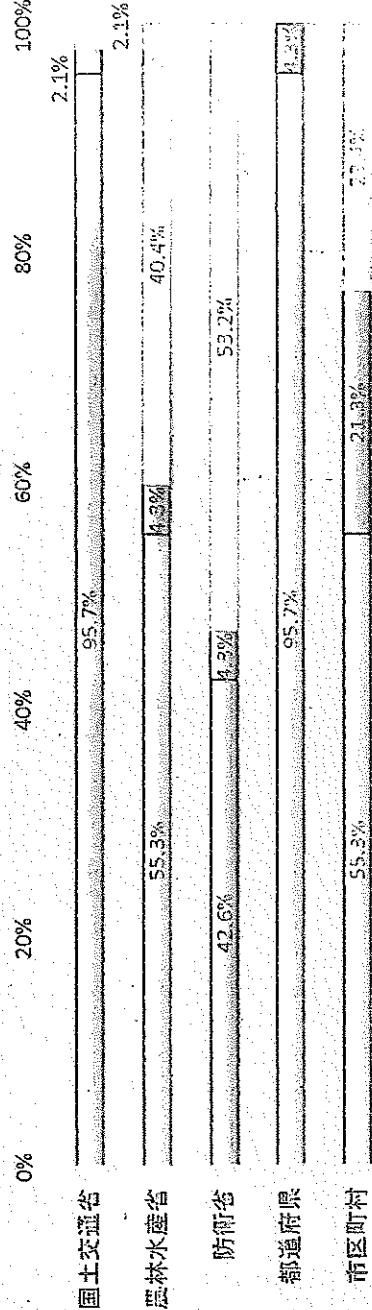


□年1回 □年2～3回 □年4～5回 □年6回以上 □開催なし・不明

Q2 発注見通しの公表は、適切な内容や頻度で行われていますか。発注者毎にお答えください。

○発注見通しの公表で「(概ね)行われている」の割合は 国土交通省 (95.7%) 都道府県 (95.7%) 市区町村 (55.3%) であり、この中では市区町村での発注見通しの公表が行われていない割合が高い傾向となっている。

発注見通しの公表



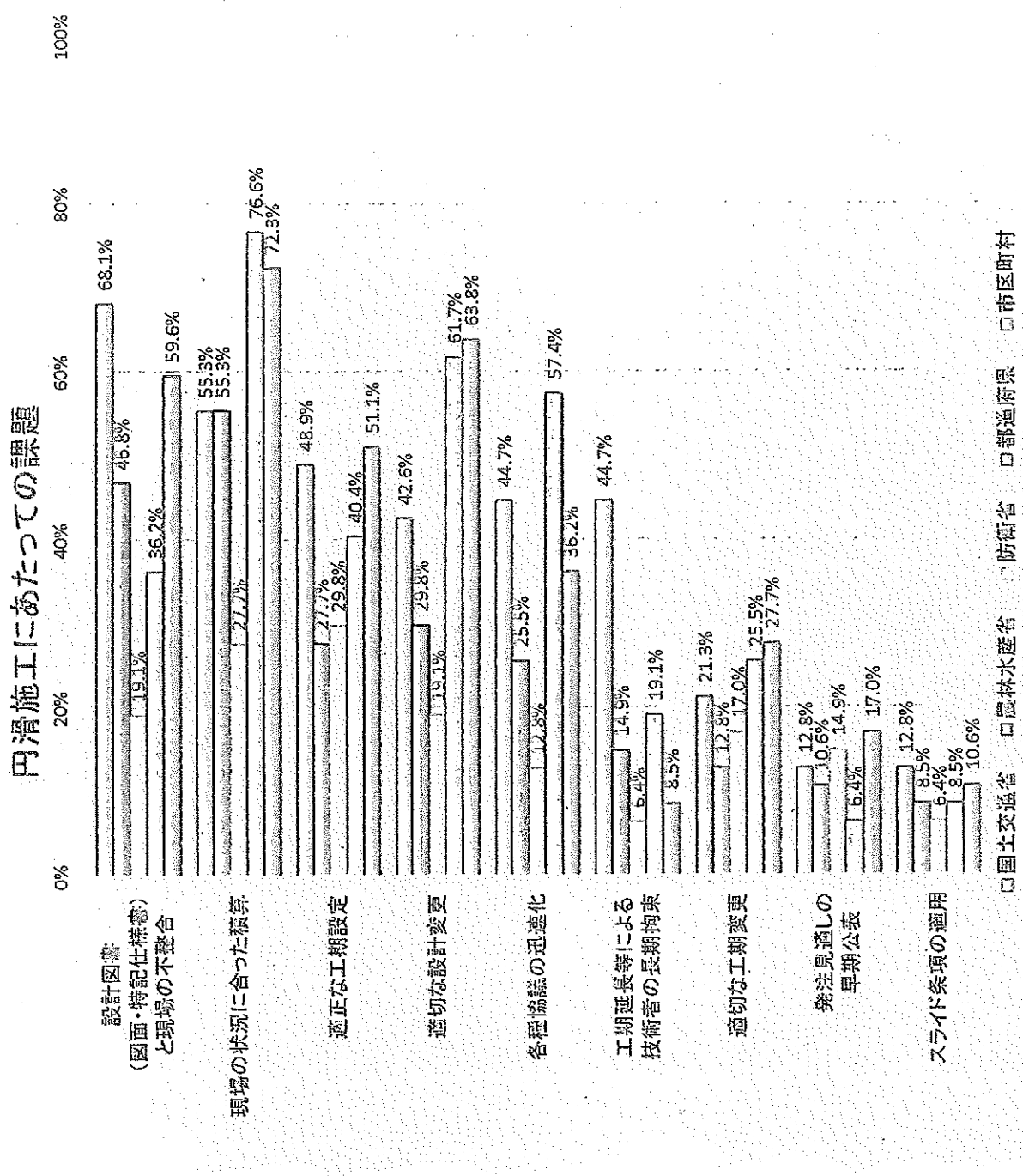
□(概ね)行われている □(あまり)行われていない □不明

Q3 公共工事の円滑な施工にあたり、課題となっていることは何ですか。発注者毎にお答えください(該当項目5つまで)。

○国土交通省で課題となっているのは  
「設計図書と現場の不整合」(68.1%)  
「現場の状況に合った積算」(55.3%)  
「適切な工期設定」(48.9%)  
「各種協議の迅速化」(44.7%)  
「工期延長等による技術者の長期拘束」(44.7%)  
の順となっている。

○都道府県で課題となっているのは  
「現場の状況に合った積算」(76.6%)  
「適切な設計変更」(61.7%)  
「各種協議の迅速化」(57.4%)  
「適正な工期設定」(40.4%)  
「設計図書と現場の不整合」(36.2%)  
の順となっている。

○市区町村で課題となっているのは  
「現場の状況に合った積算」(72.3%)  
「適切な設計変更」(63.8%)  
「各種協議の迅速化」(57.4%)  
「適正な工期設定」(44.7%)  
「設計図書と現場の不整合」(36.2%)  
の順となっている。



#### Q4 公共工事の円滑施工の現状や課題・意見・提言など自由にご記入ください。

- 支障物件や他工事の調整により、工事着手の遅延や計画変更が課題となっている。具体的には、電柱の移設に時間がかかり、受注後数ヶ月手待ちになることが多い。
- 支障物件等の事前調査や関係機関との協議が不十分なまま発注されたことから、一部中止や施工調整を余儀なくされ、工期を守るため工程調整に苦勞する事案があった。また、仮設等、現場実態に即さない積算となっており金額の乖離も多い。
- 余裕工期付きの発注がなされるが、実際はその期間に支障物件の対応などがされており、受注者側が余裕工期を使えない。
- 降雪期前に終了できず際、適切な工法や材料を提案してもほぼ却下となり、納得いく説明もないケースがある。
- 変更協議を行った際、適正な工期設定を行うよう要望している。
- 発注者がコンサル任せで設計内容も把握できていないことが多い。よって設計に不具合があった場合、対応策が見つからない。
- 工事書類・安全書類が各発注機関で違いがあることから書類を統一化していただきたい。
- 生産性向上のための規格の標準化や工事関係書類の簡素化を進めてほしい。
- 予算消化を優先に工事発注ありきで支障物件、施工方法の検討ができていない。設計の多くを設計コンサルに丸投げされており、施工性、生産性、安全性が低い。設計精度の低下、発注者の工事内容の理解度の低下が発注者の負担を大きくしている。工法や材料などの選定が施工性や経済性以外のところにあるケースが見受けられる。
- 国土交通省では共有システムを活用することで紙媒体の書類は格段に減っている。地方公共団体でも積極的に活用してほしい（DXの活用促進）。
- 地方公共団体において、発注・施工の平準化への取り組みが非常に遅れていたり、改善されていない。品確法に対する理解、発注者における責任を持ち、取り組みしてほしい。
- 地方公共団体工事では、単独予算が少ないため、適切な設計変更が行われない。
- 地方公共団体において、入札制度そのものに対する理解度が低く、制度改定の趣旨(基本的にダンピングは排除されるべき等)が徹底されていない。特に、低入札価格調査の対応が遅れている。また、町村において最低制限価格の設定でさえされていない。
- 地方公共団体における設計及び積算の正確さが課題となっている。例えば、小規模工事の場合、単価補正がされていない。
- 地方公共団体において、週休2日への対応(単価、経費の補正、工期設定)が遅れており、実施に向け、国、県に働きかけをお願いしたい。
- 地方公共団体において、仮設工(水替・敷鉄板・交通誘導員等)の実態に即した変更に応じてくれない。また、小規模な工事量に伴う歩掛補正が適切になされていない。
- 地方公共団体において当初予算による工事発注が少なく、発注の平準化が以前より悪化している。

## ㊦ 不調不落の状況

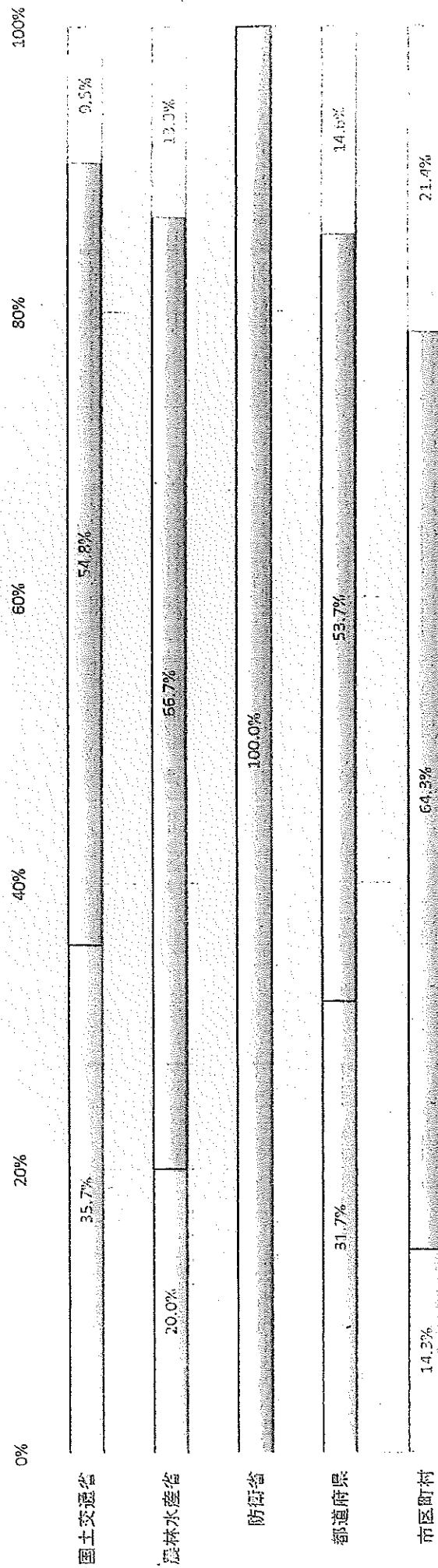
Q5 入札の不調・不落の発生件数は増加していますか。発注者毎にお答えください。

○不調・不落の発生件数については、国土強靱化5か年加速化対策のもと、事業費が拡大する中であっても、発生件数は「減少している」「変わらず」の合計が「増加している」を上回り、すべての発注者において不調・不落が少ない傾向が継続している。  
特に国土交通省、農林水産省、都道府県においては「減少している」傾向が「増加している」傾向を上回っている。

(減少している) (増加している)

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 国土交通省 | 35.7% | 9.5%  |
| 農林水産省 | 20.0% | 13.3% |
| 防衛省   | 0%    | 0%    |
| 都道府県  | 31.7% | 14.6% |
| 市区町村  | 14.3% | 21.4% |

### 不調・不落の発生件数



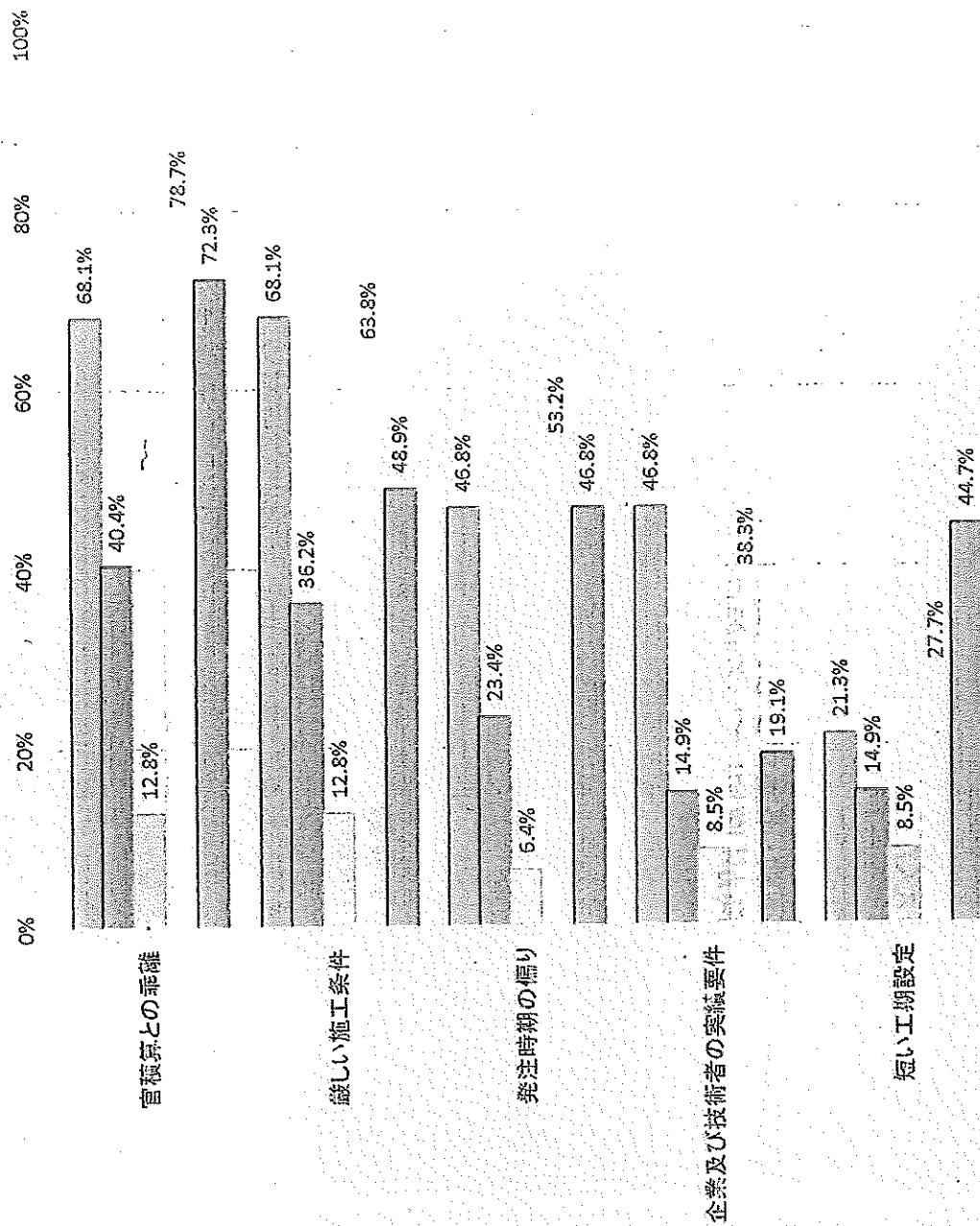
□減少している □変わらず □増加している

Q6 不調・不落の発生要因として考えられるものは何ですか。発注者毎にお答えください。(複数回答可)

- 国土交通省の発生要因は  
「厳しい施工条件」 (68.1%)  
「官積算との乖離」 (68.1%)  
「発注時期の偏り」 (46.8%)  
「企業及び技術者の実績要件」(46.8%)  
の順となっている。
- 都道府県の発生要因は  
「官積算との乖離」 (78.7%)  
「厳しい施工条件」 (63.8%)  
「発注時期の偏り」 (53.2%)  
の順となっている。
- 市区町村の発生要因は  
「官積算との乖離」 (72.3%)  
「厳しい施工条件」 (48.9%)  
「発注時期の偏り」 (46.8%)  
の順となっている。

全体的に「厳しい施工条件」、「官積算との乖離」、「発注時期の偏り」が上位を占めている。特に、「官積算との乖離」は上記の発注者全てで6割を超えている。

不調・不落の発生要因

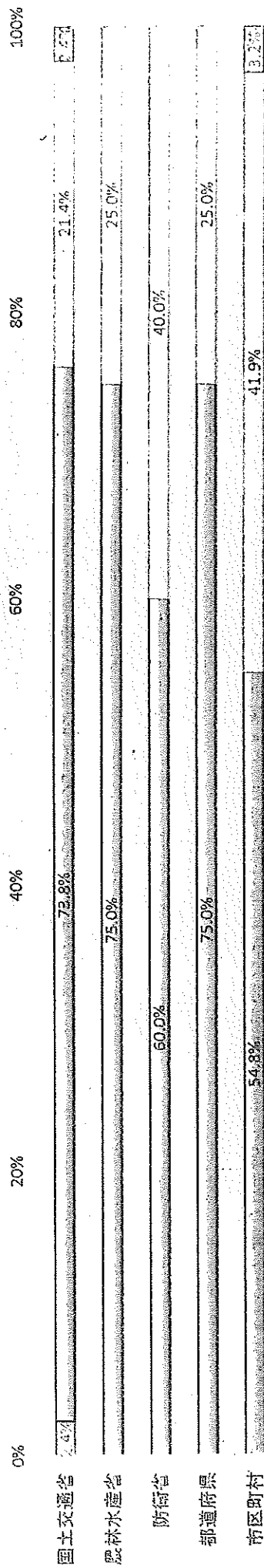


## ㉓ 工期設定の状況

Q9 現場の状況等を踏まえた適正な工期が設定されていますか。発注者毎にお答えください。

○適正な工期の設定については、「適正」「概ね適正」の合計は全体的に5割以上となっている。特に国土交通省、農林水産省、都道府県については7割台半ばとなっている。

### 適正な工期の設定



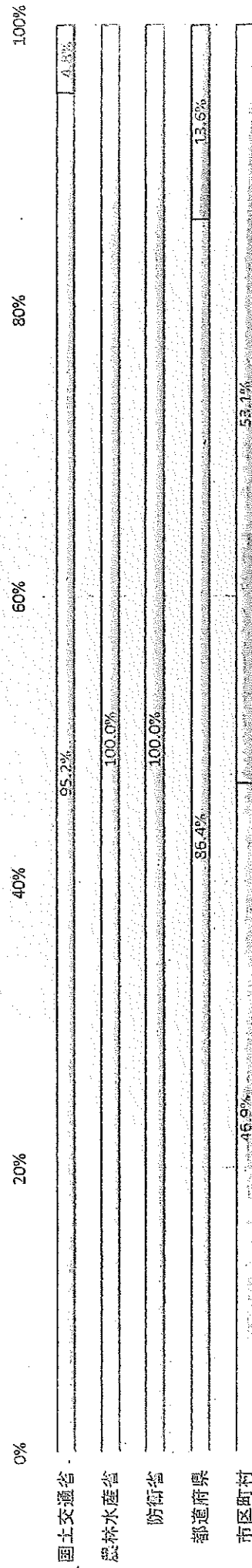
☐ 適正 ☐ 概ね適正 ☐ 一部不適正 ☐ 不適正

## ㉔ 歩切りの状況

Q16 歩切りの状況についてどのようなになっていますか。発注者毎にお答えください。

○歩切りについて「行われていない」が国、都道府県で8割を超えているが、市区町村については4割台後半となっている。

### 歩切りの状況



☐ 行われていない ☐ 行われている

## ⑦ 資材価格の高騰による価格転嫁 ・ 多様な入札契約方式の選択・活用

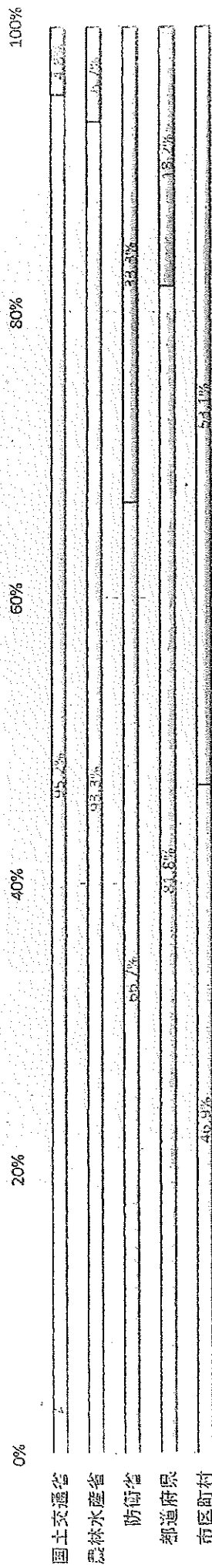
Q18 資材価格の高騰による価格転嫁について課題・意見・提言など自由にご記入ください。

- 品確法の趣旨からも、スライド条項の適用に当たっては受注者負担がなく、更に簡素化、簡略化した手続きとなるよう見直しを要望したい。例えば、見積り提出により実勢単価にて変更してほしい。
- スライド条項の適用にあたって、受注者が対象工事費等の1%を負担することになっており、手続きに手間がかかるため、申請しない場合が多い。
- 単品スライドについて、工事材料価格増加分のうち、対象工事費1%未満の場合には対象とならないので、1%枠を廃止していただきたい。
- スライド対応時における変更金額の下限設定をなくしてほしい。
- 資材にはよっては実勢価格よりも高い価格で納品される場合もある。入手が困難な場合には、工期延長についても柔軟に対応してほしい。
- 市場動向と設計価格との間に乖離が発生している。物価版の価格は市場動向より遅れて（2ヶ月程度）改定されるため実情にあった設計価格への変更が可能な対応をしてほしい。
- 資材価格の高騰による上昇分を早く設計へ反映してほしい。資材単価の設計単価が変更されるごとに、設計変更をお願いしたい。
- 発注者の担当者によって契約変更を積極的に行わない傾向がある。
- 運搬費の高騰に対し、適切に価格に反映するシステムにしてほしい。
- 民間建築工事において価格転嫁しづらい。民間工事における契約条項に協議事項のあるなしに関わらず、交渉はしないとする企業が民間を受注している会員企業全体の3分の2程度あった。

Q19 入札契約について、工事の性格や地域の実情などに応じた適切な入札契約・総合評価落札方式が選択・活用されていますか。発注者毎にお答えください。

○ 国、都道府県は「(ほぼ)活用されている」が8割を超えているが、市区町村については5割強が「(あまり)活用されていない」となっている。

### 適切な入札契約方式の選択等



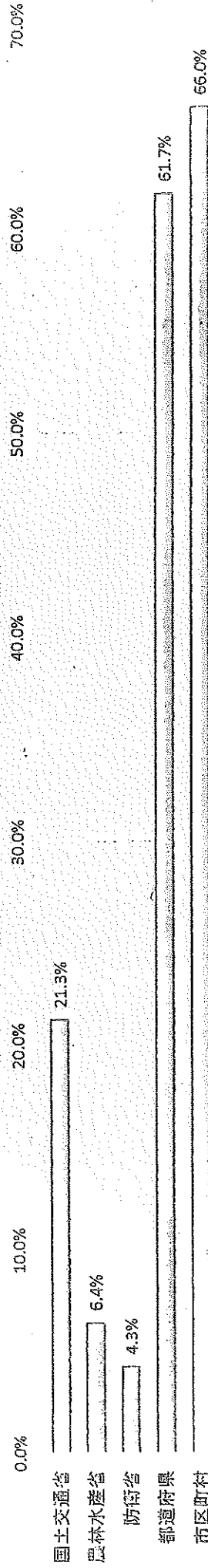
□ (ほぼ)活用されている □ (あまり)活用されていない

2024

Q26 工事関係書類の簡素化は進んでいますか。進んでいないと感じる発注者に対し回答してください。(複数回答可)

○工事関係書類の簡素化について、都道府県、市区町村で「進んでいない」の回答が6割を超えている。

工事関係書類の簡素化  
(「進んでいない」回答割合)



Q27 「総合評価落札方式における賃上げ実施企業への加点措置」について課題や問題点があれば、ご記入ください。

- 賃上げ加点措置は中止してほしい。公平で公正な入札制度とはならないのではない。
- 賃上げを今後毎年続けられれば地方の企業の体力がもたない。事後評価で減点ではなく賃上げの実績で加点すべきである。
- 昨今の物価上昇も加味し、複数年度分の賃上げを1年で実施して、その後は下げない事を証明すれば良いというような評価方法を検討したい。
- 受注の成否により賃上げの原資となる利益が大きく変動する産業特性から、実施期間の見直し、賃上げのアップ率など多くの課題があると認識している。上げた分の給与を製品価格に転嫁できる製造業と違い、工事価格に転嫁できないのが建設業である。継続するのであれば、官積算の工事価格の中でそれを補える制度を考えていただきたい。例えば「中小企業の場合2年で3.0%の賃上げで可」などより柔軟に取り組めるような評価をお願いしたい。
- 大企業と中小企業の区別が不適切で、資本金のみでの選別はおかしい。
- 短期的な賃上げ3%は対応可能であるが、継続的な賃上げは会社経営の観点から非常に難しい。もう少し賃上げ率を下げてほしい。
- 賃上げに余力のある企業と余力のない企業で、格差が拡大する懸念がある。
- 賃上げを実施するためには適正価格での受注が必須であるのに、価格競争の部分が大きい現行の制度では矛盾していると考える。賃上げ加点措置が続くと、小規模業者は対応できず、受注機会がなくなる懸念がある。
- いずれ企業としても経営体力が厳しい局面となることが想定される。県内においては国だけの施策となっており、今後も国以外に広げないでほしい。
- 元請企業だけに加点され、下請企業が対象となっていない。元請企業が3%の賃上げを実施すれば、この3%を下請企業に押し付けることが予想される。
- 会社経営に大きな影響を及ぼすため、賃上げ資金確保のための方策、例えば、積算上において経済情勢を踏まえた適切な経費のアップをお願いしたい。

# ⑦地域の守り手として地域建設企業が直面する課題

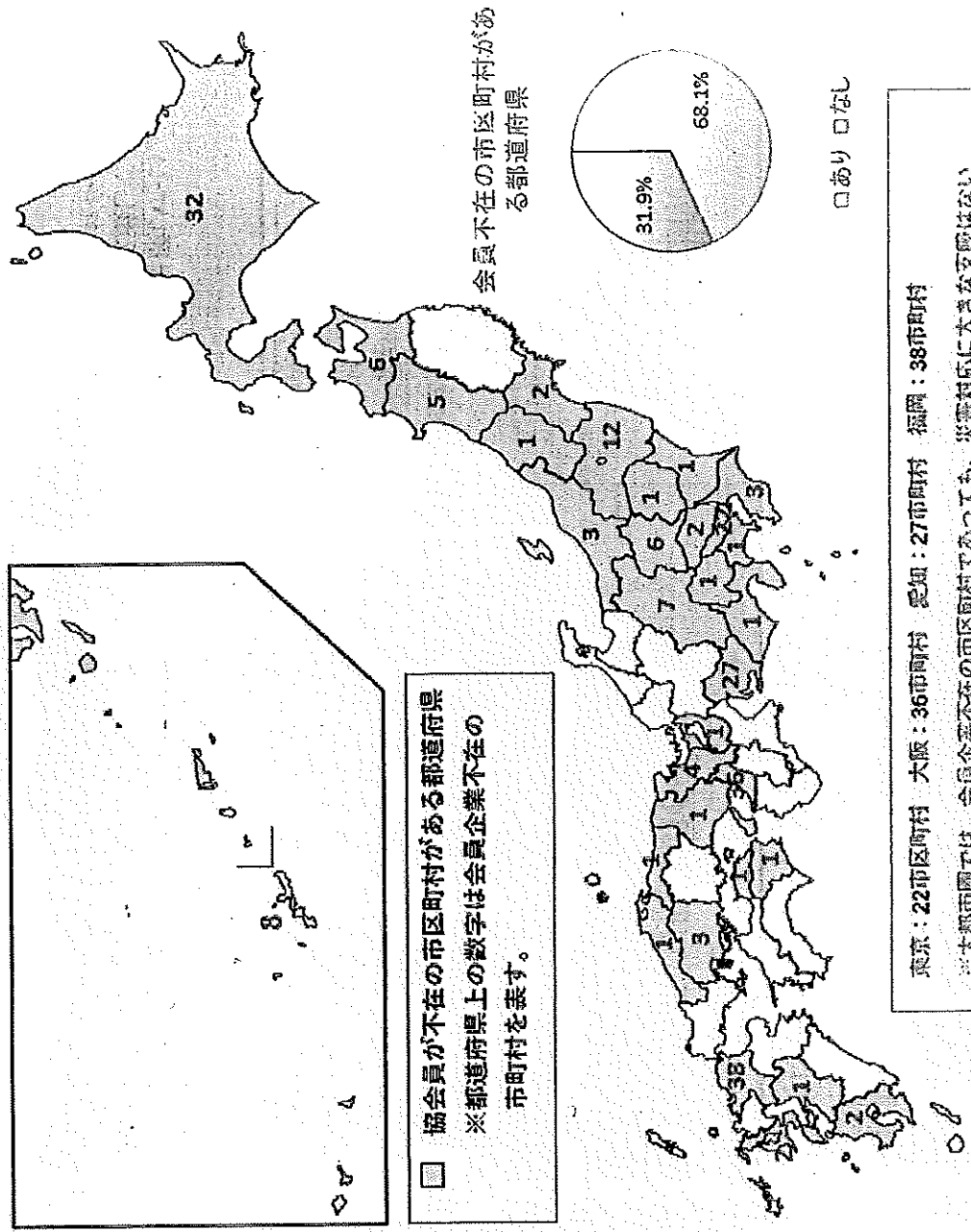
Q28 貴会が所在する都道府県において会員企業が不在の市区町村はありますか。  
Q29 会員企業が不在の市区町村について具体的に回答願います。

○会員企業不在の市区町村がある都道府県数および会員企業不在の市区町村数は、下記のとおり。

●会員企業不在の市区町村がある都道府県数  
32都道府県（令和5年7月現在）  
（令和4年8月調査：32都道府県）

●会員企業不在の市区町村数  
233市区町村（令和5年7月現在）  
（令和4年8月調査：229市区町村）

※東京、大阪など大都市圏では、会員企業不在の市区町村であっても、災害対応に大きな支障はないものと考えられる。  
（参考：大都市圏における不在市区町村の状況）  
東京都：22市区町村 大阪府：36市町村  
愛知県：27市町村 福岡県：38市町村



## ⑥ 調査結果 II 会員企業からの回答

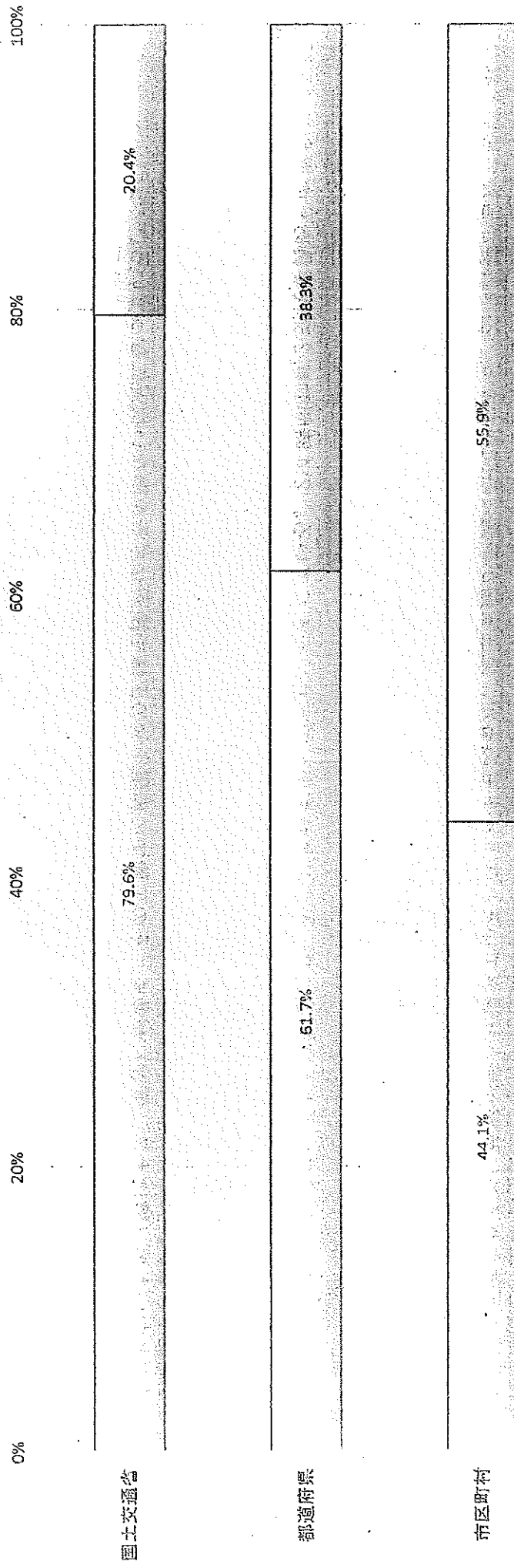
### ④ 運用指針の運用状況

Q1 予定価格には、最新の労務単価、価格高騰している資材の実勢価格や機材等の実勢価格が適切に反映されていますか。発注者毎にお答えください。

○労務単価、資材・機材等の実勢価格の予定価格への適切な反映については、「(概ね)反映している」の回答が、国土交通省発注工事では8割弱(79.6%)、都道府県で6割台前半(61.7%)、市区町村では4割台前半(44.1%)であり、都道府県と市区町村は昨年度より減少している。

(昨年度「(ほぼ)されている」の回答割合 国土交通省79.1%、都道府県67.9%、市区町村52.9%)

### 実勢価格の予定価格への適切な反映



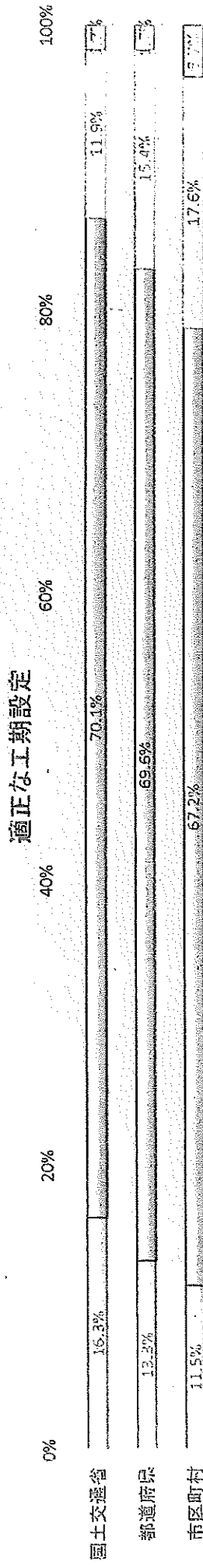
□ (概ね) 反映している □ (あまり) 反映していない

## Q2 予定価格への適切な反映について課題・意見・提言など自由にご記入ください。

- 入札時点での材料単価と、工事受注後に行う材料発注時の材料単価との違いをきちんと反映してほしい。
- 市場価格が設計価格に反映されるのに時間が掛かり過ぎている。スライドもあるが、発注者側が準備に時間がかかり、基準日等が当社の思惑と異なることが多い。また1%足切りで結局計上してもらえない場合も多い。
- 入札公告の1か月前の単価を使用していると入札時の予定価格はほぼ2か月前の単価になるので、実勢価格とは程遠い。
- 資材単価の高騰に予定価格への反映に追いついていない状況が最近多く見られる。労務単価については交通誘導員が以前から変わらず実勢単価の方が高く、予定価格との差違が生じている。
- 4月に各資材の値段段があるが、それが公共単価に反映されるのが遅いことにより、新年度の積算であっても最新の単価になっていないため差異が生じる。
- 交通誘導員の設計労務単価と実勢単価に大きな乖離があり、かなりの持ち出しで支払いをしている。24時間勤務2交代要員ありの場合では民間企業では有り得ないほど安価な設計単価となっている。公表単価のない二次製品等で物価資料の他地区安値単価を採用していた。県内購入価格よりも安価のため単価変更を申し入れたが変更にならなかった。
- 公共建築工事で工事原価が予定価格に収まらないことがあり、不落札になることがある。
- 国土交通省では公表していない特別調査価格や歩掛等については、参考資料として質問に対しその都度公表するが、県及び市では、未公表のため、官算が適切かどうか確認できない。
- 歩掛が実態にそぐわないもの（特に土工、仮設）が多く、その工種での赤字を他の工種で挽回せざるを得ない状況になっている。
- 小規模工事で適切な歩掛がないため、大型機械の歩掛を採用され、小規模工事の土工で実施数量19㎡を設計数量10㎡とされてしまう。
- 建設機械の賃賃料金が稼働日数が短いにも関わらず長期割引を考慮した単価設定となっており、実態と合わないことが多い（クレーンの場合、1日作業でも長期割引の単価となり20%割引となっている）。
- コンクリート材料費、鉄筋市場単価、鋼矢板材料費は特に予定価格への反映が遅く、インフレスライドを活用した。インフレスライド分は共通仮設費、現場管理費、一般管理費の増額にはつながらないため、利益率が減少した。よって現場管理費・一般管理費が厳しいので率を上げてほしい。
- 単価の問題ばかり取り上げているが施工能力（各技術者）いわゆる歩掛の改定を要望する。近年特に労働環境の変化で1日の実労働時間が6時間以下となっているので8時間労働を基準とした歩掛では作業が終わらない。よって、歩掛を2～3割アップしてほしい。
- 市町村の週休2日制導入及び現場環境改善費を早期に導入して欲しい。支払っている労務費は割増を見込んで賃上げしている。
- 市区町村では設計時の単価等が設定され要望しているが改善されない。4週8休の単価はほとんどなし。
- 設計段階で施工方法の検討をする際に安易に金額の安い工法を選定している傾向が見受けられる。現地及び施工条件を精査して適正な施工方法を採用してほしい。
- 市町村については国土交通省・県に準じて速やかに反映してほしい。特殊工法が含まれる工事において、事前に参考見積りを提出することがあるが、適正な単価、価格が予定価格に反映されていないケースがあるため改善してほしい。

Q3 「工期に関する基準」の実施が勧告されていますが、現状の状況等を踏まえた適正な工期が設定されていますか。発注者毎にお答えください。

○適正な工期設定について「適正」「概ね適正」の回答合計割合が、国、都道府県、市区町村について8割前後となっている。

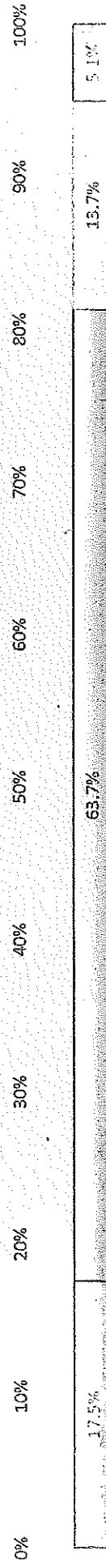


☐ 適正 ☐ 概ね適正 ☐ 一部不適正 ☐ 不適正

Q7 (民間工事)「工期に関する基準」の実施が勧告されており、民間工事を含めたあらゆる建設工事を対象としています。貴社が受注した直近1年の民間工事では、総合的にみて、適正な工期が設定されていますか。

○適正な工期設定について、「適正」「概ね適正」の回答合計割合が、8割台前半(81.2%)となっている。

民間工事の工期設定

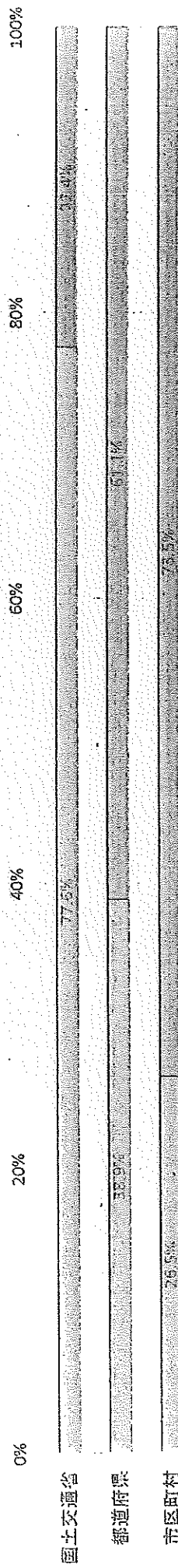


☐ 適正 ☐ 概ね適正 ☐ 一部不適正 ☐ 不適正

Q11 受発注者間の情報共有を図るため、三者会議（発注者、施工者、設計者）は活用されていますか。発注者毎にお答えください。

○三者会議などの活用で「(概ね)活用されている」が国土交通省では7割台後半(77.6%)だが、都道府県では3割台後半(38.9%)、市区町村では2割台後半(26.5%)となっている。

### 三者会議などの活用

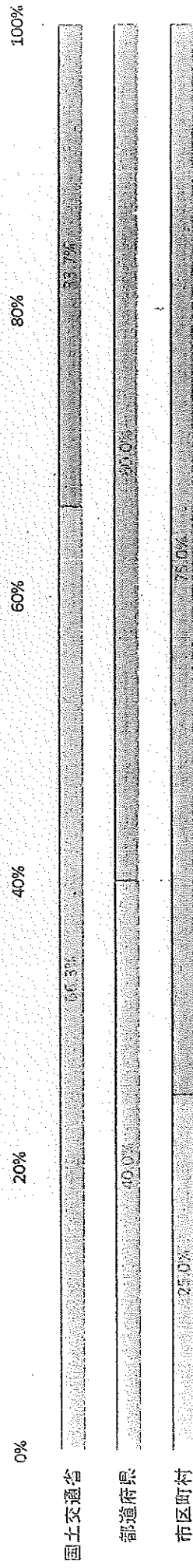


□ (概ね)活用されている □ (あまり)活用されていない

Q13 迅速な対応を行うため、ワンデーレスポンスは活用されていますか。発注者毎にお答えください。

○ワンデーレスポンスについて「(概ね)活用されている」が国土交通省で6割台後半(66.3%)だが、都道府県で4割(40.0%)、市区町村で2割台半ば(25.0%)しか活用されていない。

### ワンデーレスポンスの活用

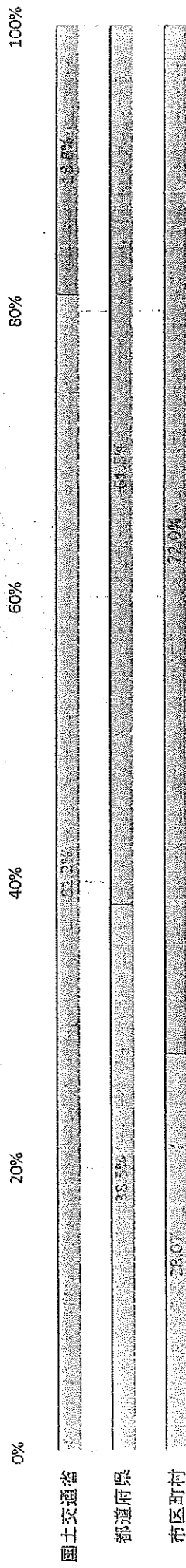


□ (概ね)活用されている □ (あまり)活用されていない

Q15 受発注者が集まり、協議する会議（設計変更審査会など）は行われていますか。発注者毎にお答えください。

○受発注者が集まり、協議する会議について「(概ね)行われている」が国土交通省で8割台前半(81.2%)だが、都道府県で3割台後半(38.5%)、市区町村で2割台後半(28.0%)しか行われていない。

#### 設計変更審査会などの開催

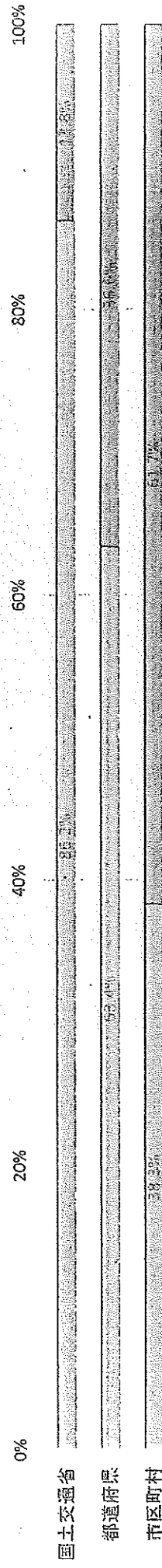


☐ (概ね)行われている ☐ (あまり)行われていない

Q17 施工条件の変化や価格高騰などに伴う必要な契約変更は行われていますか。発注者毎にお答えください。

○必要な契約変更について「(概ね)行われている」が国土交通省で8割台後半(86.2%)、都道府県で6割台前半(63.4%)だが、市区町村で3割台後半(38.3%)しか行われていない。

#### 必要な変更契約



☐ (概ね)行われている ☐ (あまり)行われていない

Q30 「総合評価落札方式における賃上げ実施企業への加点措置」について、国土交通省に対し、どのパターンでの加点措置の申請を行いましたか。

○「給与総額1.5%賃上げ(全社員+パート・アルバイト対象)が最も多く、4割台後半(47.3%:378社)となっている。  
(加点措置を申請したと回答した有効回答社数800社)

※全有効回答者数2,524社のうち、「加点措置の申請をしていない」と回答したのは1,724社(68.3%)である。

総合評価落札方式における加点措置の申請

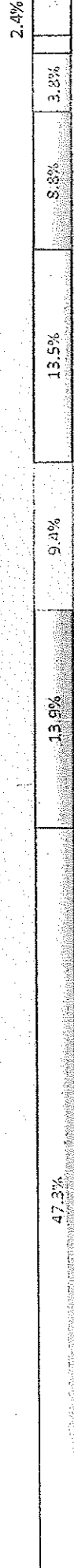
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



☐ 加点措置の申請をした ☒ 加点措置の申請をしていない

総合評価落札方式における賃上げ実施企業の加点措置のパターン

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

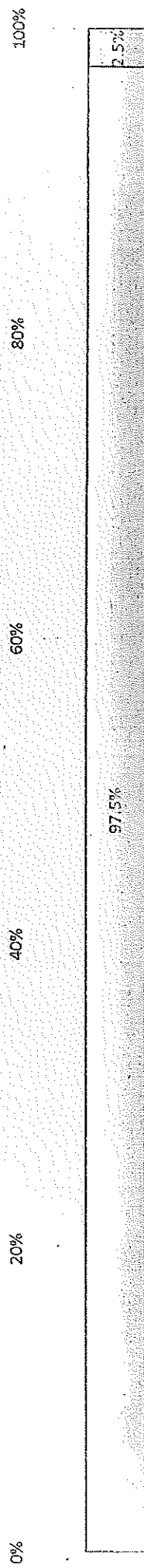


- ☐ 給与総額1.5%賃上げ(全社員+パート・アルバイト対象)
- ☐ 給与総額1.5%賃上げ(新入社員・退職社員・パート・アルバイト除く)
- ☐ 給与総額1.5%賃上げ(新入社員・退職社員・パート・アルバイト除く/賞与・超勤手当対象外)
- ☐ 給与総額1.5%賃上げ(新入社員・退職社員・パート・アルバイト除く/賞与・超勤手当・諸手当対象外)
- ☐ 給与総額3%賃上げ(全社員+パート・アルバイト対象)
- ☐ 給与総額3%賃上げ(新入社員・退職社員・パート・アルバイト除く)
- ☐ 給与総額3%賃上げ(新入社員・退職社員・パート・アルバイト除く/賞与・超勤手当対象外)
- ☐ 給与総額3%賃上げ(新入社員・退職社員・パート・アルバイト除く/賞与・超勤手当・諸手当対象外)

Q31 「総合評価落札方式における賃上げ実施企業への加点措置」について、申請した賃上げ予定をクリアしましたか。

○「クリアしたため、実績申告を行った(行う予定)」が9割台後半(97.5%)となっている。

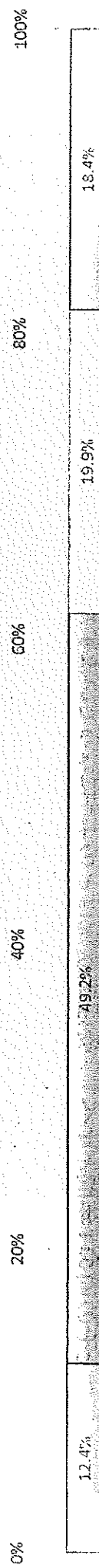
### 加点措置の申告クリアについて



Q33 「総合評価落札方式における賃上げ実施企業への加点措置」についてどのように感じていますか。

○「満足している」「やや満足している」の回答割合合計が6割台前半(61.6%)となっている。

### 加点措置のイメージ



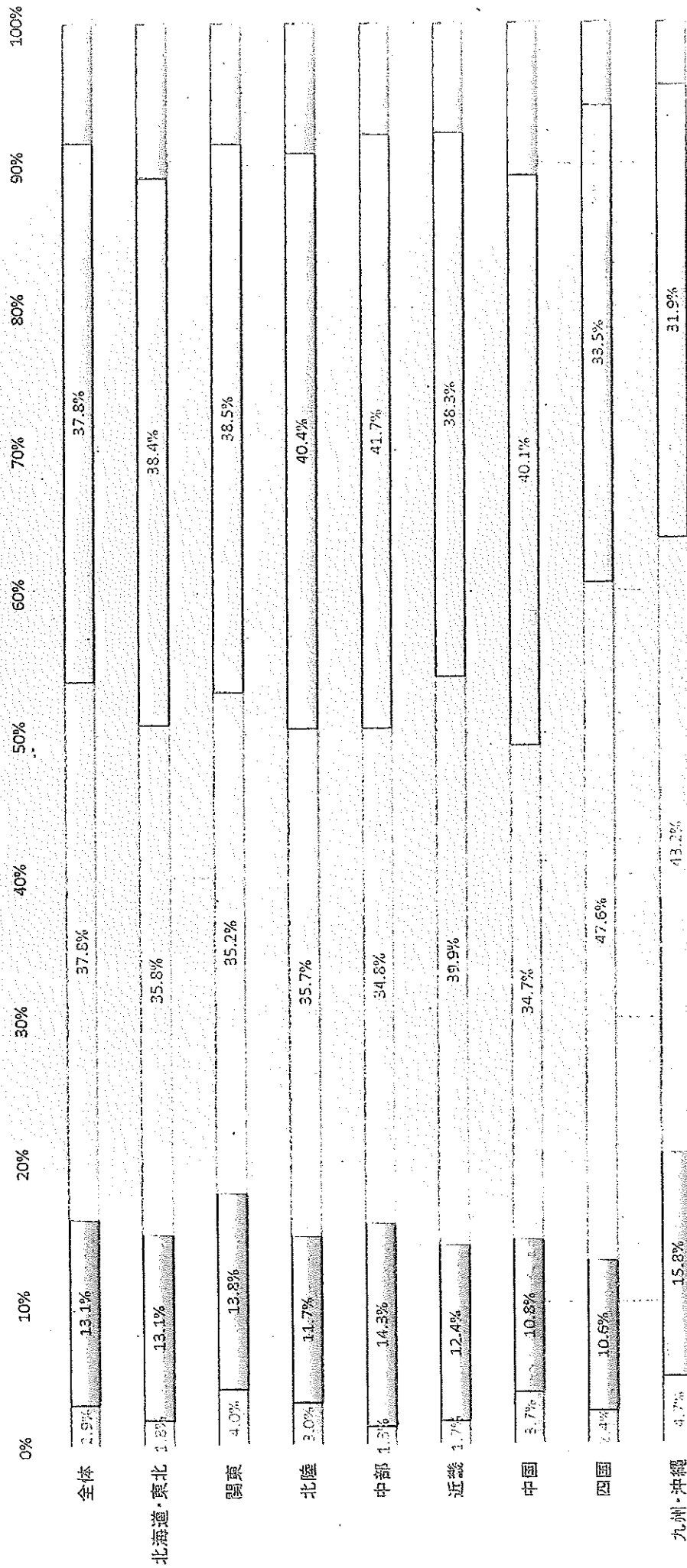
満足している    やや満足している    一部不満がある    不満がある

## ⑧ 会員企業の現況

Q35 直近1年間とその前の1年間と比べて、受注の状況はどのようになっていますか。

○受注の状況について全体では「悪くなってきた」「悪い」の回答割合合計が4割台後半(46.2%)となっている。ブロック別では「中国」で「悪くなってきた」「悪い」の回答割合合計が5割を超えている(50.9%)。

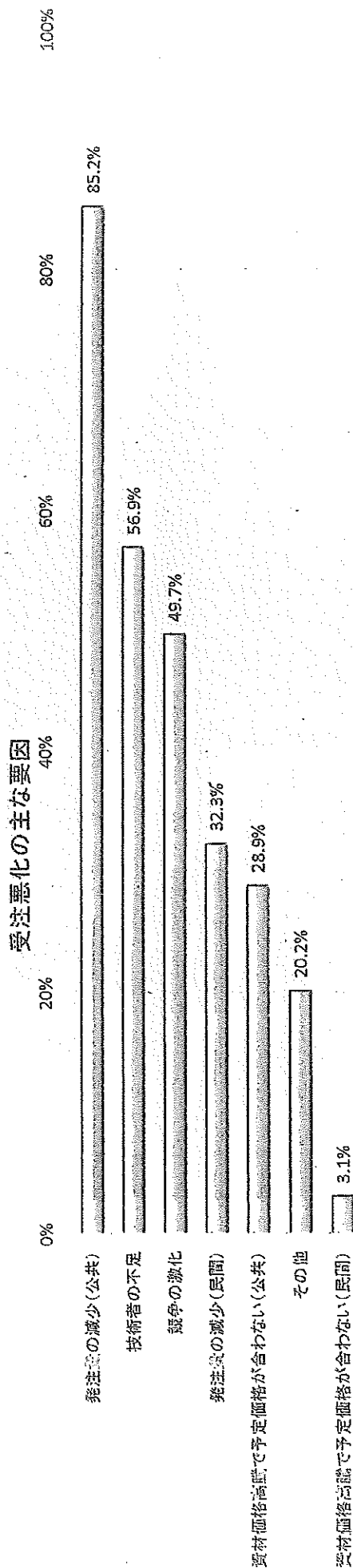
受注の状況



□ 良い □ どちらでもない □ 悪くなってきた □ 悪い

Q36 受注の状況が悪化傾向にある主な要因は何ですか。(複数回答可)

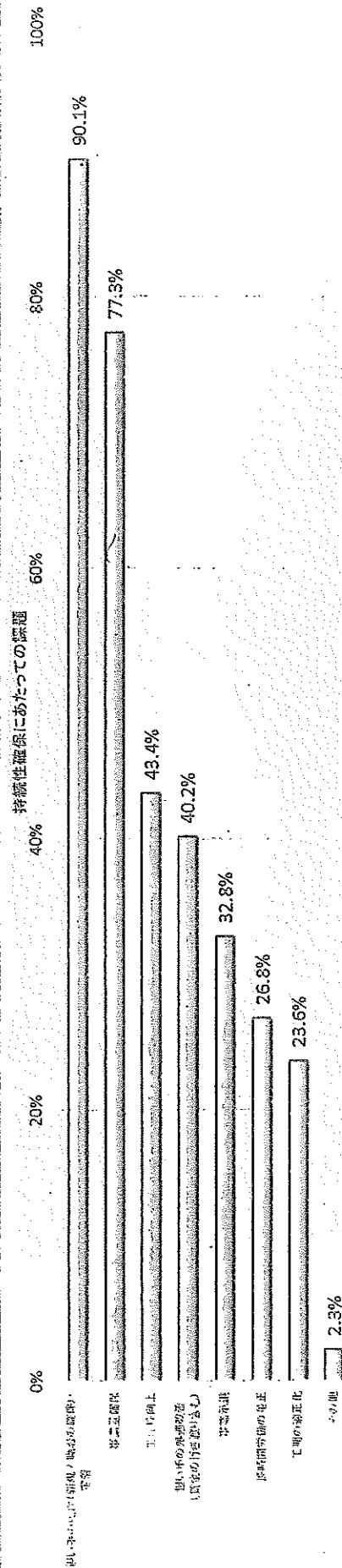
○受注の状況が悪化傾向にある主な要因は「発注量の減少(公共)」が8割台半ば(85.2%)となっている。



## ◎地域建設業の持続性確保

Q41 貴社が今後も地域建設業として持続性を確保していくために課題として考えていることは何ですか。(複数回答可)

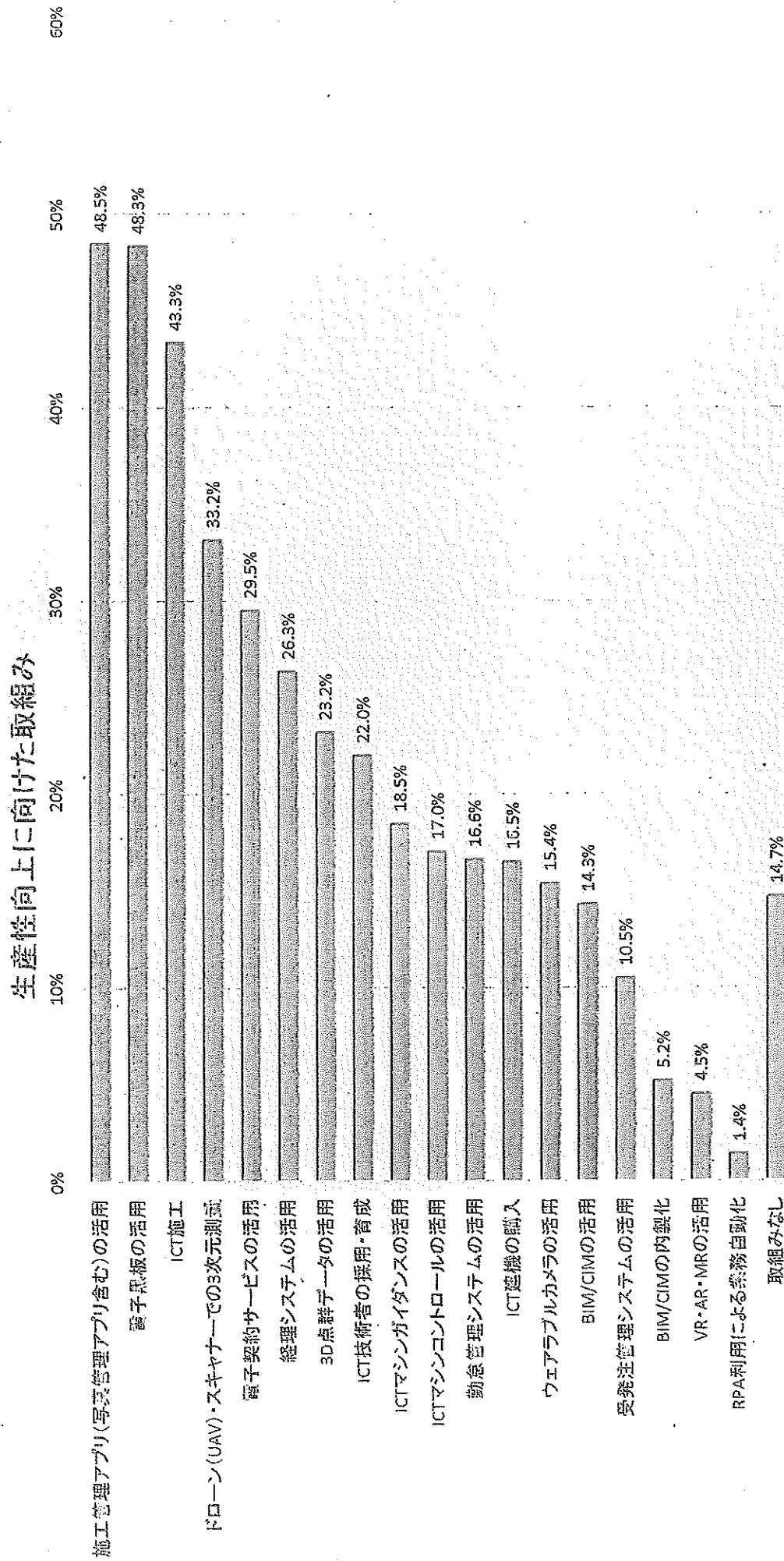
○地域建設業として持続性を確保していくために課題として主に考えていることは「担い手の確保(新規入職者の確保)・定着」(90.1%)であり、次に考えていることは「事業量の確保」(77.3%)である。



## ⑦生産性向上の取組

Q51 生産性向上のためにどのような取組をしていますか。(複数回答可)

○生産性向上のための主な取組は「施工管理アプリ(写真管理アプリ含む)の活用」(48.5%)、「電子黒板の活用」(48.3%)、「ICT施工」(43.3%)の順で、全て4割を超えている。



# 感想

建設業は、わが国の地域づくり、国土づくりを行う役割を担っている。

住宅やオフィスビル、学校をはじめとする公共施設の建設、国民生活や経済活動の基盤となる道路（橋・トンネル）、河川（堤防）の建設、河川・道路など社会インフラの維持管理や除雪など。

これらの建物、構造物をつくり、維持管理を行うことにより社会を支えている。

地域活性化、地域創生を実現するためには、若者がその地域で就業し、技術・技能を磨きながら安定した生活を送ることが出来る環境の整備が不可欠と思う。建設業は、地域に雇用の場を提供し、人材の育成に取り組み、産業として、地域の人々の社会生活を支える役割を担っている。

地域建設業の役割、地域建設業を取り巻く状況。

全国の企業のアンケートからの意見を勉強させたい。とくに思っているのは、外業に匹敵する従業員の人件費が不可欠であるとともに、公共事業費の大幅アップが不可欠である。この二点を重視することが、国を守ることにつながっていくと思う。

今後実発的な想像が出来る。災害が起ると思われるが、その際生命に危険をおよぼす状況が多数発生すると思う。災害という生命時を考へる時建設業の役割は、重いものがある。